

満足度の「見える化」と政策への活用に向けて

CONTENTS

政策分析インタビュー

満足度・生活の質を表す指標群
(ダッシュボード)の活用に向けて
大守 隆

科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
領域総括(多世代領域)

トピック

「ダッシュボード」の活用に向けて
—満足度・生活の質を表す指標群の試案—

上別府 晃佑

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

満足度の構成要素についての考察
—年齢・性別・人口規模別の観点から—

堀内 祐汰

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

経済財政政策部局の動き

認知症予防に関する「見える化」分析
—一般社団法人日本老年学的評価研究機構
調査結果より—

中塚 雄一郎

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

企業の外国人雇用に関する分析
—取組と課題について—

北川 諒

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(企画担当)付

経済理論・分析の窓

Credit Booms, Financial Crises and
Macroprudential Policy

—清滝信宏教授による特別講座より—

爲藤 里英子

経済社会総合研究所 総務部総務課 課長補佐

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念と
発足までの経緯(3)

前川 守

流通科学研究所 副所長(元内閣府審議官)

最近のESRI研究成果より

「シェアリング・エコノミー等
新分野の経済活動の計測に関する
調査研究」報告書

—GDP統計への捕捉の現状と課題—

藤本 知利

経済社会総合研究所 研究官

ESRI統計より:国民経済計算

家計の所得支出勘定の概要

—家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報値
(参考系列)の公表に添えて—

片山 歩

復興庁 統括官付参事官付
(元経済社会総合研究所 国民経済計算部 分配所得課)

政策分析インタビュー

満足度・生活の質を表す
指標群（ダッシュボード）
の活用に向けて科学技術振興機構
社会技術研究開発センター 領域総括（多世代領域）

大守 隆

内閣府では、我が国の経済社会の状況を人々の満足度（Well-being）の観点から多面的に把握し、政策運営に活かしていくことを目的に、「満足度・生活の質に関する調査」を実施し、2019年7月に「満足度・生活の質を表す指標群（ダッシュボード）」の試案を公表しました。

今回は、「満足度・生活の質指標群に関する研究会」の座長としてダッシュボードの策定に携わられた、大守隆 科学技術振興機構社会技術研究開発センター領域総括にお話を伺いました。

●「満足度・生活の質に関する調査」の
目的・意義

——近年、国連やOECDといった国際機関において、幸福度・満足度といった質的・主観的観点を取り入れ、より多面的に経済社会の状況を把握しようとする試みが行われています。我が国でも骨太方針2019で、満足度・生活の質をあらわす指標群（ダッシュボード）の構築を進め、関連する指標を各分野のKPIに盛り込むと記載されています。政府がこうした取組を行う意義について、まず伺いたいと思います。

（大守氏）大きな枠組みとして、幸福や満足というのは、潜在的には経済よりも上位の政策目標であると思います。ただし、満足度や幸福度をそのままの形で使って政策を進めれば良いということではありません。

経済学では昔からこのテーマに取り組んできました。ベンサムは「最大多数の最大幸福」を提唱しましたし、効用についても長い議論の結果個人間比較はできないというところに収束して、その延長線上に今のGDP統計があるわけです。もちろんGDPにも改善の余地はありますが、GDPは幸福や満足の指標として適切でないので、GDPから満足度指標に移行すべき、という単純な話ではなく、以下の二つの理由から、



GDPに加えて、幸福や満足についても把握していく必要が高まったと考えています。

まず、先進国では、経済以外の要因が重要になってきました。例えば1人当たりGDPが1万ドルを超えてくると、必ずしも所得の増加と幸福度の増進が対応しなくなってきました。人間をホモ・エコノミクスと表現することがありますが、ホモ・エコノミクスである度合いが徐々に薄れてきて、環境、生きがい、他人とのつながりといったものの重要性が高まってきたという流れがあると思います。

もう一つ、あまり言われていない重要な要因があると思います。効用の個人間比較ができないという経済学の収束点から出発すると、今の一般的な経済学では、効率性の理論と公平性の理論を厳しく分けなければなりません。そうすると、極端な例でいえば、ある国で大変な大金持ちがいて、その周りには非常に貧しい人たちが住んでいる場合、一般常識からすれば所得の再分配をすべきとなりますが、経済学では、所得再分配をすべきとは必ずしも言えないということになります。また、経済学では、部分均衡分析がよく使われますが、これは相当特殊な場合にしか使えないということが理論的に分かっています。もう少し現実的な処方箋を書くためには、効用の個人間比較はできないという制約を、何とかすることができないかという需要がだんだん増えてきているということだと思います。

環境経済学では、環境の経済価値を評価するための手法として、人々に直接評価を聞く表明選好法という方法があります。聞けば何らかの答えがあるのでこれはある意味でパワフルである一方、様々なバイアスやリスクも指摘されており、より良い方法があるのでは

ないかという模索が続いています。主観的満足度や主観的幸福度も、様々なバイアスがあり得るため、そこからどのように情報を引き出すかは、慎重に考える必要がありますが、こうした情報をより活用できるのではないかという期待があると思います。

幸福度や満足度の分野は、まだまだ発展途上の分野ですので、私どもとしては国際機関などの先行研究の真似をするのではなく、もっと良いものを作ることを目指しています。そこで調査票を丁寧に設計した上で2019年の初めにWEB調査ではありますが満足度に関する全国調査を実施しました。なお、こういった取組は、GDPを補完するものと位置付けることが多いですが、それに留まらず、GDPの概念を拡張していく際にも役立つ可能性を秘めていると考えています。

政府がこうした取組を実施する意義を考える際には、次の3点が大事であると思います。1つは、恣意性を最小限にし、徹底的に客観的・科学的なアプローチを進めていくことです。かつて経済企画庁では、社会指標という、先進的な取組を実施しましたが、非常に注目を集めた一方で、指標採用の基準がはっきりしないといった批判も多く、長続きしませんでした。有用なものとして定着させるためには、徹底的に科学的なアプローチを採ることが大事だと思います。

2点目として、政策との関係がはっきりしていることが重要です。税金を使い、調査の回答者の協力を仰ぎながら行うわけですから、それがどういった形で政策、ひいては国民生活に役立つかということが分かるようなはっきりした枠組みの中で実施すべきと考えています。

3点目として、個人的な要因が満足度や幸福度になりに影響していることを、明示的に意識すべきだと思います。個人的な要因というのは、例えば家族との関係や、精神的・内面的な充実などですが、こうしたところに政府が土足で入り込むようなことは控えるべきだと思います。

●ダッシュボード暫定試案

OECDのダッシュボードとは異なり、内閣府のダッシュボードは、分野ごとの主観的な質問を重視し、それと相関が高い客観指標をダッシュボードに採用しています。この方法はこういった点で優れているのでしょうか。

(大守氏) ダッシュボードを政策の効果のチェックに活かすというのは、客観的な情報をもとに政策を進めるという、大きな流れの中で意味のあることだと思います。

OECDの取組と比較すると、重要な違いが3つあると

考えています。1つは、OECDは主観指標と客観指標を並列的に取り上げていますが、内閣府では、分野別の主観満足度という指標を導入し、それと客観指標との対応づけを試みています。つまり、主観指標と客観指標を垂直的に区別した上で対応関係をみるという点が、異なります。こういった形で、分野別の主観指標を聞いておくと、総合主観満足度にとって何が重要であるかを推計することができます。OECDは、それぞれの人がそれぞれの価値観でウェイト付けするというアプローチをとっていますが、メディアなどが単純合計によるランキングを示すといったことが起きています。

2点目は、性別、年代別、ライフステージ別に捉えていることです。もちろん地域別にも分析可能です。こうした属性に応じて人々の生活の状況をきめ細かく観察することができる枠組みになっている点です。

3点目ですが、内閣府では、採用した分野別主観満足度では説明できない部分もあることを明示的に示し、そこに個人的な要因も含まれるとしており、この部分と関連が深い指標を探す余地も残しています。OECDは、採用した11分野が全てであるという印象を与えかねないような形になっています。

●「満足度・生活の質に関する調査」の主要な結果

——今回の調査結果で非常に重要とお考えの点を、何点かお聞かせ下さい。

(大守氏) まだ分析を開始したばかりですので、分かっていない点も多々ありますが、いくつか見えてきたことがあります。

まず、所得や資産といった経済変数が満足度に与えるプラスの影響は、所得や資産の水準が高くなると徐々に小さくなるのが改めて確認されました。また、こうした逡減効果は、二段階にわたって現れることも分かりました。第一段階では、所得や資産が増えても、「所得や資産に関する満足度」は、一定のところで頭打ち傾向になります。第二段階では、「所得や資産に関する満足度」が高まっても、そのことの全体的な満足度への影響がだんだんと頭打ち傾向になります。

また、非常に不満な分野があったときに、そのことが、単純な重回帰モデルで説明される以上に、総合的な主観満足度を引き下げているのではないかという仮説を検証したところ、意外にもそのような傾向は認められませんでした。逆に、非常に満足している分野があると、他に多少悪い分野があったとしても、全体的



な幸福度の水準は良い分野により引き上げられる傾向が有意にみられました。

——今回、所得、健康などの10分野に、独自の3分野として「子育てのしやすさ」、「介護のしやすさ・されやすさ」、「生活の楽しみ・おもしろさ」を加え、合計13分野の分野別主観満足度で、どの程度総合満足度を説明できるかを検証しました。「生活の楽しさ・おもしろさ」が、非常に大きな説明力を持つという結果でしたが、この結果について、どう見ていらっしゃるでしょうか。

（大守氏）分野別の主観満足度という新しい試みで、総合的な満足度・主観満足度をどの程度説明できるかを検証しましたが、単純な重回帰モデルで、個人間の差の6割強が説明できるという結果でした。これに所得効果の逓減といった非線形要因や、性別や結婚しているかどうかといった個人属性を加味すると、もう少し説明力は高くなります。

今回、日本の状況を踏まえて独自に追加した子育てと介護については、性別、年齢階層別で見ても、事前の予想と比べて、それほど重要な要因とはなっておらず、少し意外感を持っています。一方で、「生活の楽しさ・おもしろさ」は、非常に重要な要因となっています。

この点については、先行研究ではほとんど触れられていなかったように思います。例えば、日本の高齢者には、茶道や書道といった「道（どう）」がつくものや、俳句といった日本の伝統的な趣味に生きがいを見出しておられる方も多くいらっしゃいます。人々の生活の満足度は、単に何かに不満がないというだけではなく、もう少し前向きな要素の影響が強いことが示唆されました。

ただ、「生活の楽しさ・おもしろさ」は、満足度と相当近い概念ではないかという点も考えなくてはいけません。そのために、「生活の楽しさ・おもしろさ」を他の12分野でどれだけ説明できるのかを検証したところ、相関はかなり高いものの、相関しない部分も相当ありました。相関しない残りの部分を、我々は純変数と呼んでいますが、この純変数がほとんどの性別、年齢階層別で一番重要な要因になっています。この中には、個人的な要因も相当程度含まれていますので、政策との関係性をどう考えるかという点も含めて分析や将来の調査設計を行うことが必要です。例えば、公民館を整備すれば、趣味を楽しむ場が十分提供できるなど、政策と関連づけられる面もあると思います。

また、性別、年齢階層別の分析で、分野別満足度を重要度の順に並べると、3つ目ぐらいからはっきり差が出てきます。その解釈については、比較的容易なものと、より詳細な分析が必要なものとがあります。例えば子育てをしている母親では、健康が3位に出てきますが、お母さんが病気になると、その家庭は非常に困りますのでこれは理解できます。一方で、男性高齢者でワーク・ライフ・バランスが比較的重要という結果については、どのように解釈すべきか、もう少し分析が必要ではないかと思っています。

また、年齢別、世代別、ライフステージ別に区分していくと、様々な要因で主観満足度を説明したときの説明力が、全サンプルでみた場合と比べて相当高まるのではないかと考えていましたが、そのような結果にならなかったのも、理由の解明が必要だと考えています。

——今回の調査で、我が国の満足度・幸福度の分布の特徴として、10点中、5点と7点にピークがあるという、双山型が確認されました。この要因について、どのようにお考えですか。

（大守氏）これはあまり外国に見られない性質です。今回、分野別の主観満足度を調べることで、理由が見えてくるのではないかと思ったのですが、残念ながら、明らかにすることはできていません。

主観満足度は、0点から10点までの中でどのぐらい満足しているか、数字を選んでもらう方式で聞いていますが、ほとんどの分野で5点を中心として両側に下がっていく分布になりました。総合主観満足度を聞いた時だけ、5点と7点という2つの山があります。

当初考えた仮説の一つとして、総合主観満足度を聞かれた時に、様々な分野の平均のイメージで答える人々と、人生に満足しているかといった全体的な印象に関

する間と捉えて答える人々とがあって、その結果、5点と7点の山が出来るのではないかというものがありました。しかし、回帰モデルの残差の分布を見ても、2つの山にはなっておらず、この仮説でも説明できません。

私の現時点での暫定的な仮説は、日本人は、数字を選ぶ際に、偶数を嫌う傾向があるのではないかということです。この仮説に基づけば、6や4という数字は選びにくく、実際、3のところにも小さな山ができています。分野別に聞かれれば、具体的なイメージが湧きやすいので、偶数を嫌うという傾向の影響をあまり受けないのではないかというものです。この仮説をどのようにして検証すべきか、考えてみたいと思っています。

●今後の検討の方向性

——今後どういった点を深掘りしていくべきか、またダッシュボードを活用した多面的な政策評価に向けて、地方自治体との連携や国際機関との意見交換なども考えられますが、今後進むべき方向性についてどのようにお考えですか。

（大守氏）全体的な印象としては、今まで進んできた方向をさらに深めていくことで、様々な可能性が開けてくるのではないかと思います。

これまでの取組の延長線上としては、客観指標との対応づけがまだ十分にできていないと思っています。もともとは、分野別の主観的満足度を、その分野に関係のありそうな客観指標である程度説明できるのではないかという期待がありましたが、まだ都道府県別のデータしか試みていないということもあり、あまりうまくはいいていません。市町村別をはじめ、もう少し細かい単位のデータにより、主観的満足度との対応関係を示すことができれば、もう一段階先に進めるのではないかと思います。

ダッシュボードは、マクロベースのものしか作成していませんが、性別、世代別、ライフステージ別ものを作成できれば、よりきめの細かい議論ができ我想います。また、信頼度の低いデータが入っている可能性もありますので、データの質を確認する作業も必要です。

今回はウェブ調査ですので、データの信頼性には限界がありますが、こうした調査で何ができるかを明らかにする意味はあると思います。満足度に関する今回のような調査がある程度活用できそうであるとすれば、もう少し信頼性の高い形のデータ収集が必要になると思いますが、最初から全国規模で行うと、多額の予算が必要になります。一方で、やってみたいという自治体も

出てくる可能性がありますので、そういったところの協力を得ながら、より深い、正確な分析ができればと思っています。国際的な情報発信ももちろん重要です。

一方で、やや超越的な課題もいくつかあります。1つは、今の満足度に関する枠組みの中に持続可能性という概念があまり取り入れられていないことです。現在の生活への満足度は、将来世代の生活の犠牲の上に成り立っている可能性もありますが、一方で人々がそういった点も踏まえた上での満足度を回答しているかもしれません。持続可能な開発目標（SDGs）が、国際社会で合意された目標になった中で、満足度の枠組みに持続可能性を取り込むことは、非常に意義のある課題です。

別の超越的な課題としては、格差の問題があります。現在の枠組みの中では、格差という概念はほとんど入っておらず、「平均」をイメージした捉え方になっていますが、格差という観点からの集計や分析も重要だと思います。

また、「満足」と「幸福」の違いについても、議論を深める余地があります。一般的には、満足が必要条件で、満足が満たされた後に幸福があると考えられていますが、様々な人に聞くと、全く違う観点から考えている人もいらっしゃるのです。したがって、似たような概念として片付けることは適切ではないのではないかと思います。

——SDGsの観点から持続可能性を取り入れていくことに関して、今回の調査でも「環境」が分野の一つとして入っていますが、これをSDGsの観点も踏まえてより広く捉えていくことが必要になってくるのでしょうか。

（大守氏）単に項目を追加するということではなく、もう少し大きな設計が必要なのではないかと思います。持続可能性の問題は、環境に限らず、社会、経済、文化などに関わる非常に幅の広い問題です。各分野での現状についての満足度だけでなく、将来についての見方などを、どのように体系に取り込んでいくかを、丁寧に検討する必要があると思います。

（聞き手：内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）西崎 寿美）

（本インタビューは、令和元年10月28日（月）に行いました。なお、インタビューの内容は、以下のページからもご覧いただけます。

http://www.esri.go.jp/jp/seisaku_interview/seisaku_interview2012.html

トピック

「ダッシュボード」の活用
に向けて

—満足度・生活の質を表す指標群の試案—

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付
上別府 晃佑

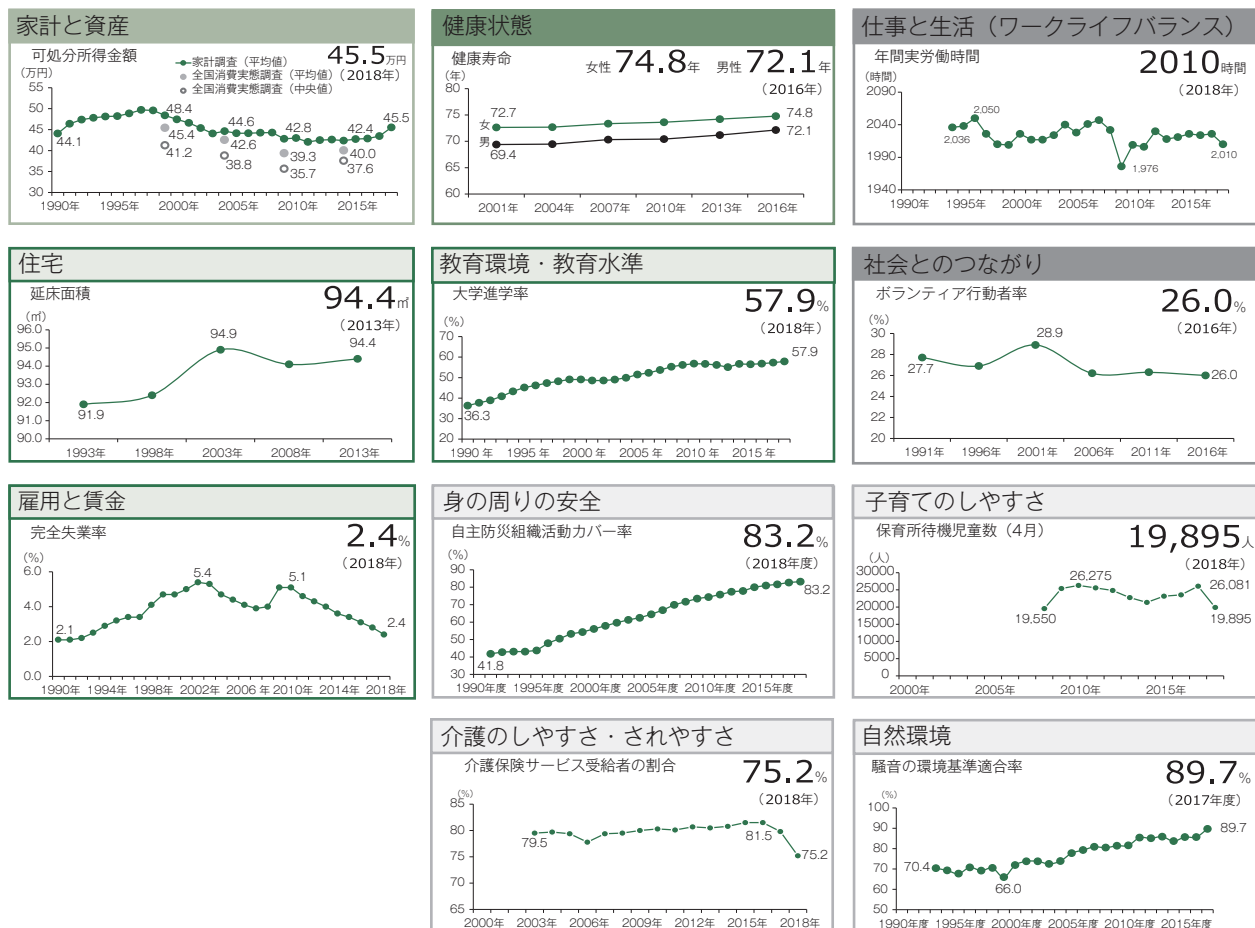
はじめに

本稿では、本年7月30日に内閣府が公表した「満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)」の試案(図1)について、ダッシュボードと合わせて公表された『「満足度・生活の質に関する調査」に関する第2次報告書』を基に、策定までの経緯を振り返るとともに、今後の活用に向けた展望と課題を紹介したい。

ダッシュボード策定の経緯

近年、国際連合やOECDといった国際機関においてGDPだけでは捉えきれない幸福や満足の全体図を解明し、政策改善に役立てていこうとする試みが活発化している。こうした国際的潮流も踏まえ、我が国でも、骨太方針2017において、ダッシュボードの作成に向けた検討を行う旨、同2018において、満足度・生活の質を示す指標群を構築する旨の方針が示された。これらの方針を踏まえ、内閣府において、満足度から経済社会の構造をより「見える化」し、政策運営に活かしていくべくダッシュボード構築に向けた検討を開始、2018年9月に「満足度・生活の質指標群に関する研究会」を立ち上げた。研究会では、まず、ダッシュボード構築に向けた論点整理を行った。具体的には、主観的な指標である満足度を分野ごとに有意に説明できる客観的な統計指標で関連づけて、その全体像を客観指標群として一覧表示することが重要との観点から、①生活全体の主観的満足度(以下、「総合主観満足度」という。)、②生活分野別の主観的満足度(以

図1 満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)



下、「分野別主観満足度」という。)③生活分野別の主観的満足度に影響を与える重要項目、④属性及び生活実態、について調査すべきというものである。こうした方針を踏まえ、2019年2月には、1万人を対象としたWEB調査を実施、同調査に基づき、2019年中のダッシュボード構築に向けた更に具体的な検討を行うことになった。

ダッシュボード構築に向けた具体的な検討

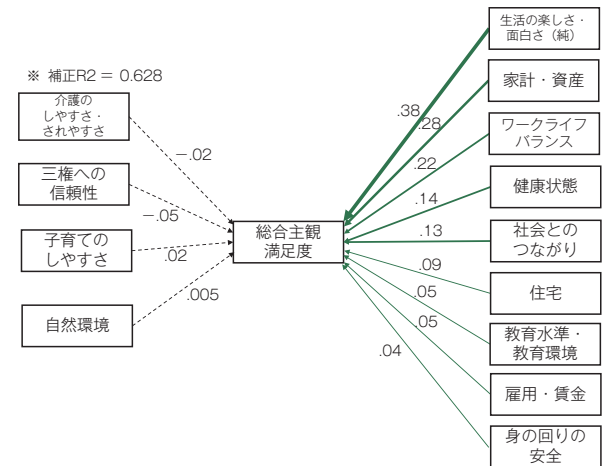
ダッシュボードの原義は自動車等の「計器盤」である。私たちが車を運転する際にメーターをみるように、一覧表示された指標を確認しながら政策立案することを想定し、デザインしている。このダッシュボードに取り入れるべき分野の検討に当たっては、OECDによる先行事例10分野の分類をベースとしつつ、日本の経済社会において、重要な課題である少子化・高齢化と密接に関係する、①子育てのしやすさ、②介護のしやすさ・されやすさ、③生活の楽しさ・面白さ、の3つの分野を独自に追加し、合計で13分野を選定した。その上で、それぞれの分野別主観満足度が、総合主観満足度に対して与える影響について検証した。

まず、総合主観満足度を被説明変数、分野別満足度を説明変数とする重回帰分析を行った。結果は「生活の楽しさ・面白さ」、「家計・資産」、「ワーク・ライフ・バランス」、「健康状態」、「住宅」、「教育」、「雇用・賃金」、「社会とのつながり」の8分野が有意となり、「身の回りの安全」、「自然環境」、「政治・行政・裁判所への信頼性」、「子育てのしやすさ」、「介護のしやすさ・されやすさ」の5分野は有意な結果が得られなかった。

次に、「生活の楽しさ・面白さ」について、総合主観満足度と似た概念である可能性を考慮し、他の12分野の満足度と重回帰分析を実施した結果、「政治・行政・裁判所への信頼性」と「雇用・賃金」からの満足度以外の10分野で有意となった。また、特に「社会とのつながり」や「ワーク・ライフ・バランス」の偏回帰係数が高く、「家計・資産」という金銭的なものから得られる満足度よりも高いという特徴がみられた。さらに「生活の楽しさ・面白さ」の満足度のうち、他の10分野の要因では統計的に説明できない部分(いわゆる「残差」)。以後、「楽しさ・面白さ(純)」という。)と他の12分野の満足度を説明変数、総合主観満

足度を被説明変数として重回帰分析を行ったところ、①有意となる分野が増える、②有意となったすべての分野の説明力が高まるという結果となった(図2)。

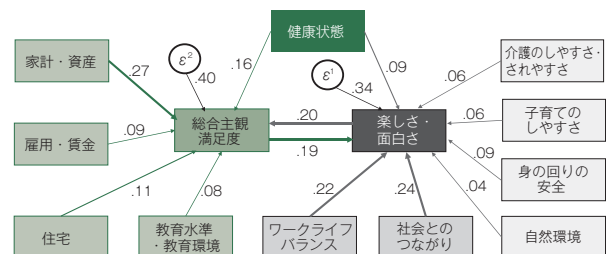
図2 「生活の楽しさ・面白さ(純)」を用いた重回帰



※矢印は、実線のもが有意(|t値|≥2)。点線は有意とならなかった。
※数字は偏回帰係数。

最後に、総合主観満足度と生活の楽しさ・面白さが相互に影響し合うと仮定し、パス解析による検証を行った(図3)。

図3 パス解析の結果



※数字はパス係数。は有意(|z値|≥2)かつ符号条件(符号+)を満たす。εは誤差。
※R²=0.730(全体)、0.660(総合主観満足度)、0.602(楽しさ・面白さ)

結果、重回帰モデルにおいて有意とならなかった「子育てのしやすさ」、「介護のしやすさ・されやすさ」、「身の回りの安全」を含め13分野のうち「政治・行政・裁判所への信頼性」以外の12分野が有意になった。その上で、客観指標の選定が困難であった「生活の楽しさ・面白さ」を除いた11分野を分野別主観満足度として選定することとした。

客観指標群は、WEB調査の結果を用いて、回答者から見て重要度が高かった項目について相関関係が有意な指標を客観指標とした(図4)。例えば、「『家計・資産』に関する現在の満足や不満に大きく影響しているものはどれか」という質問に対して最も多かった回

答である「世帯の総収入」については「可処分所得額」を、2番目に回答の多かった「将来の収入の見込み」については「生涯賃金」を、それぞれの相関関係を確認の上、客観指標として取り入れた。そして、これら全体を俯瞰できるようにしたものがダッシュボードである。

今後のダッシュボード活用に向けた展望と課題

本ダッシュボードは暫定試案であり、今後、総合主観満足度と分野別主観満足度の関係をより精緻化するとともに、ダッシュボードをより客観的で利便性が高いものに改善していきたいと考えている。また、将来的には、住民の方の満足度を高めるという観点から、

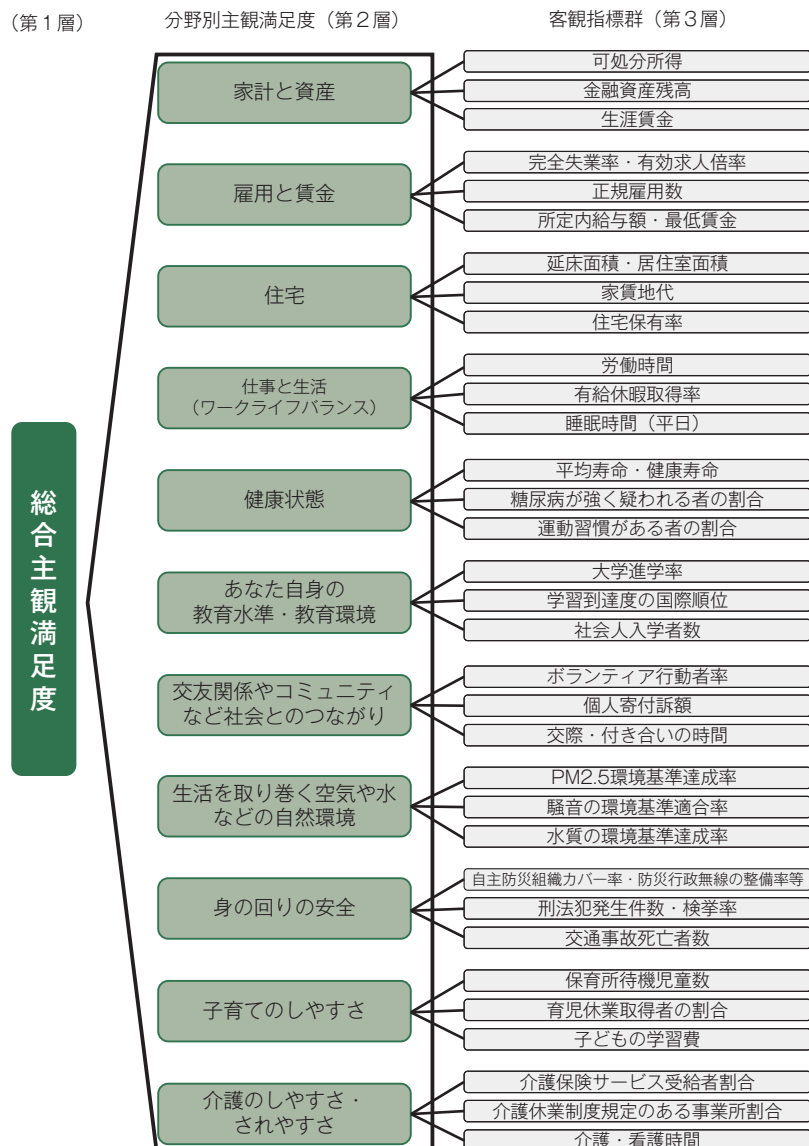
地方自治体の担当者が政策を企画立案する際に利用していただきたいと考えている。

例えば、ある自治体において、特定の政策が客観指標や分野別満足度、または総合主観満足度に有意に影響を与えることが検証された場合、類似の自治体においても先進優良事例として政策の企画立案の参考とすることが可能となる。さらに人口規模、年齢別などの細かな指標を対比することができるようになれば、地域ごとの実情が異なる地方において、人口減少・少子高齢化などの課題を解決するための利便性の高いツールとなるだろう。

本稿が、我が国における満足度に関する取組の理解を促すための一助となれば望外である。

上別府 晃佑（かみべっぷ こうすけ）

図4 満足度・生活の質を表す指標の見取図



トピック

満足度の構成要素についての考察

一年齢・性別・人口規模別の観点から

政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（総括担当）付

堀内 祐汰

はじめに

本稿では、内閣府が本年7月に公表した「満足度・生活の質を表す指標群（ダッシュボード）」の試案の検討にあたって実施した「満足度・生活の質に関する調査」について、その概要と得られた示唆の一部を紹介したい。

調査結果の概要

調査では、回答者に対し、現在の生活に関する総合的な満足度（以下、「総合主観満足度」という。）及び合計13分野の生活分野別の主観的満足度（以下、「分野別満足度」という。）について、「非常に満足している」を10点、「全く満足していない」を0点として選択させた。まず、総合主観満足度の集計結果についてみると、①全体の平均は5.89点、②女性の方が満足度は高い、③年齢別では「谷型」（45歳～59歳が最も低く、60歳以降で最も高くなる）、④世帯年収・資産別では「山型」（年収は2000万円～3000万円で、資産は

1億円～3億円で満足度は頭打ち、それ以上では低下する）、⑤健康状態がよいほど満足度が高く、また、「よい」と「よくない」で大きな差が生じること、⑥頼りになる人の数やボランティア活動の頻度等（ソーシャル・キャピタル）が増加するほど満足度が高いこと、⑦趣味や生きがいの有無で満足度の差が大きいこと、などが確認された。

性別・年齢階層別に見た総合主観満足度と分野別満足度の関係

次に、総合主観満足度と分野別満足度について、性別及び年齢階層別の相関関係を調べることで、満足度を介した経済社会の構造について分析した。総合主観満足度と13の分野別満足度との関係について、総合主観満足度を被説明変数、13分野の満足度を説明変数とする重回帰分析を行った結果が図表1である。まず全体についてみると、補正R2（＝自由度修正済み決定係数）が0.628であり、有意（白色）となっている9分野で全体の総合主観満足度の62.8%が説明されていることが分かる。次に、男女別にみると、「雇用と賃金」、「安全」は、男性のみ有意である一方、女性は男性と比べ、「家計と資産」、「健康」の偏回帰係数が高くなっている。

さらに、総合主観満足度のうち、本モデルにおいて説明できている部分を、有意となった分野の偏回帰係数の大きさで案分することにより、総合主観満足度の分野別の構成比を確認することとした（図表2）。説明できていない37.2%は、有意である9分野以外のそ

図表1 属性別の重回帰分析の結果（性別・年齢別）

	総合満足度	観測数	補正R2	家計資産	雇用賃金	住宅	WLB	健康	教育	社会とのつながり	三権	自然	安全	子育て	介護	楽しさ面白さ(純)
全体	5.89	10293	0.628	0.284	0.046	0.093	0.216	0.142	0.055	0.135	-0.046	0.005	0.035	0.018	-0.022	0.385
男	5.67	5102	0.634	0.256	0.094	0.085	0.219	0.133	0.063	0.134	-0.029	-0.007	0.043	0.028	-0.036	0.367
女	5.90	5191	0.624	0.306	0.009	0.101	0.211	0.149	0.050	0.126	-0.069	0.022	0.031	0.009	-0.005	0.394
男15～24才	5.79	899	0.570	0.080	0.204	-0.032	0.253	0.108	0.161	0.151	0.030	-0.004	-0.032	0.016	-0.032	0.334
男25～34才	5.46	920	0.603	0.297	0.100	0.019	0.167	0.197	0.067	0.130	-0.041	0.034	0.013	0.052	-0.030	0.327
男35～44才	5.33	981	0.627	0.199	0.143	0.149	0.112	0.112	0.077	0.165	-0.043	-0.054	0.038	0.081	0.014	0.355
男45～59才	5.30	1064	0.705	0.325	0.036	0.126	0.272	0.102	0.043	0.111	-0.038	-0.002	0.102	0.059	-0.115	0.346
男60～89才	6.30	1238	0.640	0.327	0.036	0.103	0.268	0.146	-0.034	0.086	-0.017	-0.004	0.088	-0.082	0.016	0.443
女15～24才	5.91	893	0.518	0.197	0.026	0.069	0.135	0.202	0.151	0.072	-0.032	-0.002	0.003	0.029	-0.006	0.344
女25～34才	5.86	917	0.621	0.301	0.001	0.043	0.264	0.176	0.071	0.102	-0.106	0.000	0.053	0.027	-0.010	0.357
女35～44才	5.62	978	0.595	0.261	0.050	0.120	0.155	0.135	0.043	0.213	-0.050	0.023	-0.022	0.015	0.060	0.332
女45～59才	5.51	1064	0.677	0.379	0.033	0.141	0.222	0.126	-0.017	0.113	-0.082	0.060	0.041	-0.004	-0.056	0.467
女60～89才	6.42	1339	0.659	0.322	-0.014	0.118	0.225	0.124	0.025	0.135	-0.081	0.038	0.078	-0.009	-0.030	0.434

（備考）①総合主観満足度の全国平均は、単純集計結果ではなく、平成27年国勢調査の構成比（性別・年齢・地域）で調整（ウエイトバック集計）を行っている。

②強制投入法による重回帰分析結果、数値は偏回帰係数

③表の配色は、白色：|t値|≥2.0、緑色：1.5≤|t値|<2.0、灰色：|t値|<1.5又は符号条件が合致しないもの

④「楽しさ・面白さ（純）」は、「楽しさ・面白さ」の分野別主観満足度を他の12の分野別満足度で重回帰した際の残差

の他の要因であり、ここには、家族との関係などの個人的な要因も含まれると考えられる。

同様に、男女別にみると、性別により構成比に大きな違いはないものの、女性の方が「家計と資産」、「楽しさ」の占める割合が高いことがわかる。

また、図表1を性別・年齢階層別にみると、①「住宅」は、女性はほぼすべての世代で有意になるものの、男性は35歳以上で有意となる、②「教育」は若年で有意となるものの45歳以降は有意とならない、③「子育てのしやすさ」は、男性の35～44歳のみで有意となる、④「身の回りの安全」は、男性は45歳以上、女性は60歳以上と比較的高い年齢層で有意となること等がわかる。

人口規模別に見た総合主観満足度と分野別満足度の関係

図表3は、回答者の属性を所属する市町村の人口規模別に分類し、特別区と人口100万人以上（1,571人）、人口20万人以上50万人未満（2,835人）、人口5万人未満（1,593人）について、総合主観満足度の分野別の構成比を示したものである。主な特徴としては、①20万人以上50万人以上の地域でのみ「身の回りの安全」が有意になること、②「家計と資産」については、人口規模が小さくなるにつれて構成割合が大きくなること、③反対に人口規模が小さくなるにつれて「雇用と賃金」の構成割合は小さくなり、5万人未満の市町村では有意ではなくなること、などが示されている。

なること、③反対に人口規模が小さくなるにつれて「雇用と賃金」の構成割合は小さくなり、5万人未満の市町村では有意ではなくなること、などが示されている。

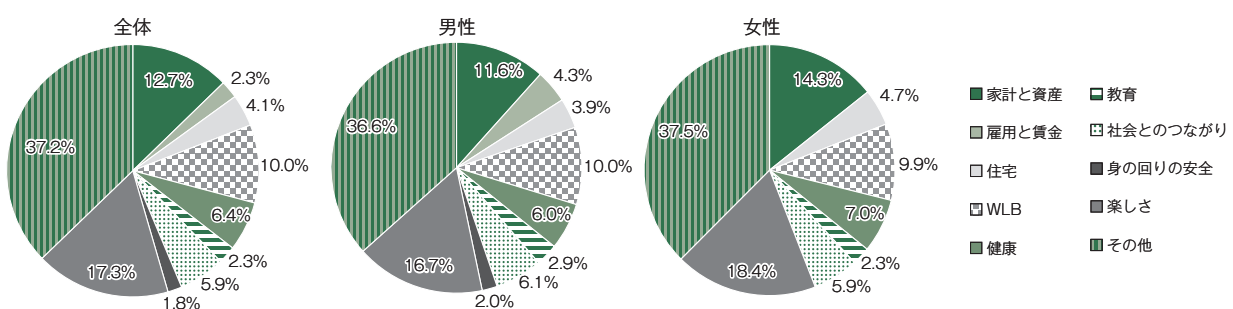
終わりに～今後の方向性について～

今回の調査では、我が国全体の満足度を調査するために、都道府県ごとに均等割付及び人口比に応じた割付を行った。結果として、サンプル数の不足により、都道府県ごとの重回帰分析は見送り、全体のサンプルを地域別、人口規模別等に分類した分析に留まった。今後、追加調査等を通じてサンプル数を増やし、都道府県ごとに総合主観満足度に対して有意となる分野や、その構成比を示すことができれば、満足度の観点から、各自治体に取り組むべき政策分野を示す指標になりうると考えている。

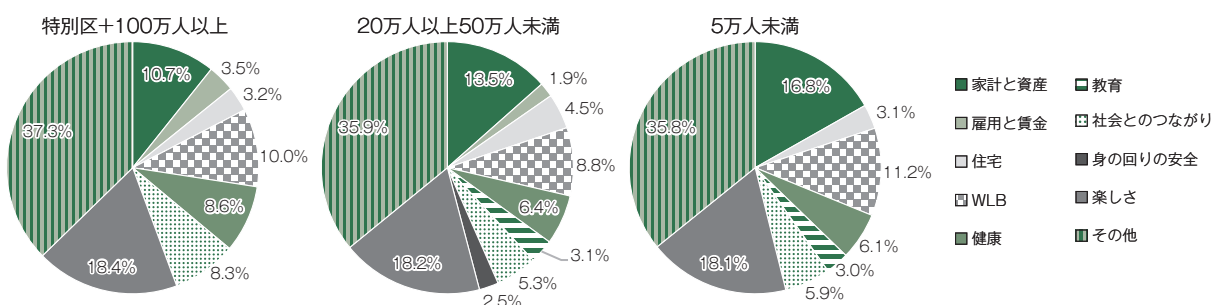
また、今回の調査結果を用いた重回帰分析では、決定係数が0.6から0.65程度のものが多かった。調査分野や質問項目を改善することにより、決定係数の上昇、即ち説明力の向上を図ることにより、満足度に影響を与える要因の深掘りをするのも今後の方向性の一つと考える。

堀内 祐汰（ほりうち ゆうた）

図表2 総合主観満足度の分野別の構成比（全体・性別）



図表3 総合主観満足度の分野別の構成比（人口規模別）



経済財政政策部局の動き：政策の動き

認知症予防に関する「見える化」分析

一般社団法人日本老年学的評価研究機構 調査結果より

政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（総括担当）付
中塚 雄一郎

はじめに

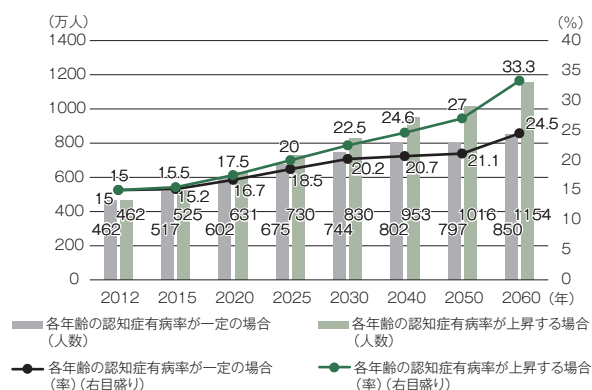
内閣府では、新経済・財政再生計画改革工程表2018に認知症予防を含めた予防・健康づくりの推進を位置づけ、好事例の横展開等の取組により、改革を加速・拡大していくこととしている。

こうしたことを踏まえ、経済社会システム担当では、一般社団法人 日本老年学的評価研究機構（以下、「JAGES」という。）に調査委託し、認知症を中心とした高齢者の健康状態、社会参加状況等に関する分析を行った。本稿ではその一部を中心に紹介する。

高齢化の進展と認知症を取り巻く環境

世界保健機関（WHO）が2019年に公表した認知症リスク対策のためのガイドラインによると、現在、全世界で認知症患者は約5,000万人おり、2050年までに3倍に増加すると推計されている。また、日本におい

図1 65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている福岡県久山町研究データに基づいた、
・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合
・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合
※久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣（糖尿病）の有病率が認知症の有病率に影響することが分かった。本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

出所：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）より内閣府作成

ては、厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の中で、2025年に日本における認知症の人は約700万人前後になり、65歳以上の高齢者に対する割合は5人に1人になると推計されている（図1）。そのため、認知症発症リスクを下げる対策の検討は重要な課題の一つとなっている。

一般社団法人日本老年学的評価研究機構（JAGES）の取組

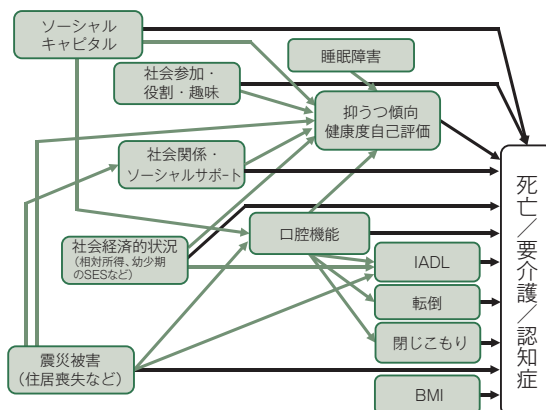
JAGESは、その前身であるJAGESプロジェクトも含めて20年間に渡って高齢者を対象に多面的な視点から実証的な老年学的研究を推進しており、健康長寿社会を目指した予防政策の基盤づくりを目的としたプロジェクトを継続して行っている。本プロジェクトには延べ40を超える市町村が参加し、延べ50万人の高齢者の協力を得て、健康状態や社会参加に関するデータを収集しており、当該データを活用し、市町村単位でまちの健康度の「見える化」を図っている。

認知症リスクに関する様々な要因

JAGES縦断分析検証によると、高齢者の健康状況については、多様な行動が影響を及ぼし、健康状態の差につながっていることが考えられている（図2）。

健康状態に影響を与える要因は、身体的要因、社会的要因、精神的要因、経済的要因などに大きく分類できるが、このうち本稿では、「見える化」することにより地域の課題を発見して改善につなげていくという観点に注目し、身体的要因及び社会活動への参加状況について、認知症リスクに関するデータとの相関関係をみていくこととしたい。

図2 JAGES縦断分析によって検証された健康の社会的決定要因

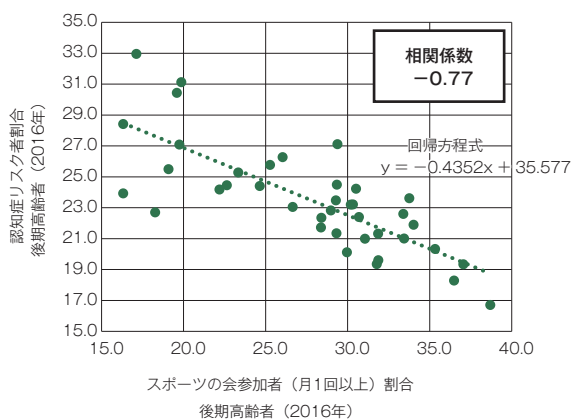


出所：齊藤雅茂「高齢者の健康格差生成のプロセス：JAGES縦断研究の結果から」Journal of aging and health 2018年

認知症と身体的要因の関係

まず、認知症と身体的要因の関係では、運動機能の低下者割合が高い市町村で認知症リスク者¹の割合は高くなっているとともに、歩行30分未満が多い地域で日常的自立度低下が多くみられる。また、スポーツの会参加者割合²が高い市町村で認知症リスク者は少ない（図3）³。

図3 スポーツの会参加と認知症リスクの関係



出所：JAGESの統計資料をもとに内閣府作成

なお、スポーツと健康の関係性に着目し、総務省「平成28年社会生活基本調査」及び厚生労働省「第11回健康日本21（第二次）推進専門委員会」の統計数値を用いて分析すると、男性については、スポーツ行動者率が高ければ、健康寿命が高いという相関関係（相関係数：0.42）もみられる。

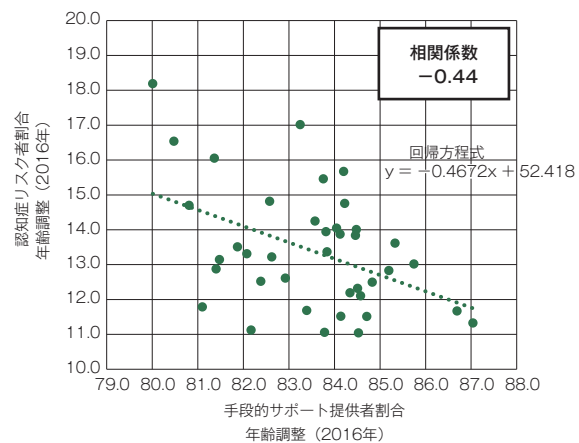
認知症と社会活動への参加状況の関係

次に、認知症と社会的要因の関係では、社会との多様なつながりがある人は認知症発症リスクが低減する。社会的なサポートと認知症リスク者の関係を見ると、手段的サポート提供者割合⁴が高い地域で認知症リスク者割合は低い（図4）。

また、同様に助け合いの多さ、ボランティア参加の多さ、趣味の会参加の多さなどと認知症リスク者の関係を見ると、社会参加が多いほど認知症リスク者の割合が低くなっている。網羅的にこれらの社会参加を得点化したソーシャル・キャピタル得点という指標を活

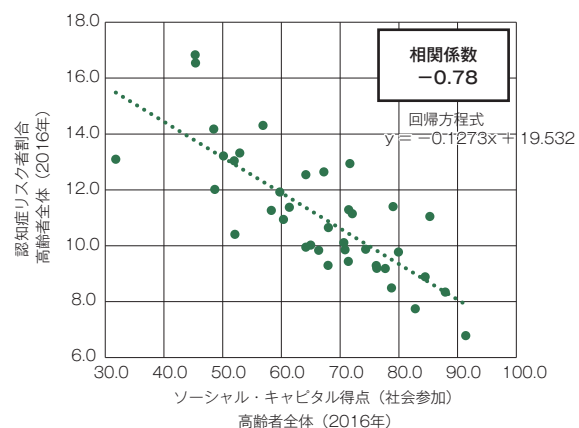
用し、社会参加と認知症リスクの関係を見ると、総じて社会参加が活発であると、認知症リスクが低い状況がみてとれる（図5）。

図4 手段的サポート提供と認知症リスクの関係



出所：JAGESの統計資料をもとに内閣府作成

図5 ソーシャル・キャピタル得点と認知症の関係



出所：JAGESの統計資料をもとに内閣府作成

まとめ

今回の調査結果を踏まえると、認知症発症リスクについては、運動・スポーツを通じた身体機能の維持・向上や、社会参加を通じた人との交流に相関がみられる。認知症予防の取組を推進するためには、地域の課題の「見える化」と好事例の横展開を図り、行政・地域住民・事業者・学術機関などの関係者が問題意識の共有を図っていくことが欠かせないといえよう。

中塚 雄一郎（なかつか ゆういちろう）

- 1 認知症リスク得点（竹田ら「認知症を伴う要介護認定発生のリスクスコアの開発：5年間のAGESコホート研究」2016）が7点以上（5年間の認知症発症率13.7%以上）に該当する者のこと。認知症リスク得点とは、所定の13項目を15点満点で得点化したもの。7点の者（5年間の認知症発症率13.7%）は1点の者（5年間の認知症発症率1.3%）に対し、リスク10倍となっている。健康行動や心理社会面、生活機能に着目した認知症予防施策に直結する指標の一つである。なお、該当する者が必ずしも認知症を発症するものではない。
- 2 スポーツグループへの参加頻度が月1回以上のものの割合
- 3 図3～5には、健康長寿社会を目指した予防政策の科学的な基盤づくりを目的とした、2016年の調査「JAGESプロジェクト」に参加した全国の39市町村、約16万人のデータを用いている。
- 4 看病や世話をしあえる人（配偶者、同居の子ども、別居の子ども、兄弟姉妹・親戚・親・孫・近隣、友人など）がいる割合

経済財政政策部局の動き：経済の動き

企業の外国人雇用に 関する分析

一取組と課題について一

政策統括官（経済財政分析担当）付
参事官（企画担当）付
北川 諒

はじめに

我が国では、人口減少や少子高齢化の大きな課題に直面する中、女性や高齢者と併せ、外国人労働者の雇用も増加している。外国人労働者が就業者数全体に占める割合は、2018年には10年前と比較して0.8%から2.2%へと上昇した。

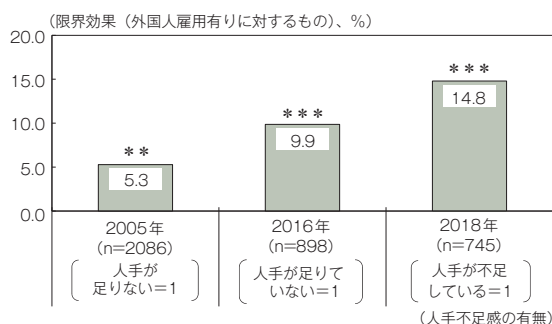
外国人材の労働市場に関する分析は、これまで賃金等の公的統計が存在しなかったため難しかった。ここでは様々な企業アンケート調査結果の個票データ等を入手、活用し、外国人材の雇用、賃金等について分析した「政策課題分析シリーズ18」¹の結果の概要を紹介する。

人手不足感との関係

一般に外国人材を雇用している企業は、そうでない企業と比較して、人手不足感がより強い傾向が見られる。

そこで、企業の外国人雇用の有無について、売上高や

図1 企業の外国人雇用と人手不足感の関係（製造業）



- （備考）1. 2005年は厚生労働省（2005）「外国人労働者の活用に関するアンケート調査」、2016年は日本政策金融公庫総合研究所（2016）「外国人材の活用に関するアンケート」、2018年は内閣府（2018）「働き方・教育訓練等に関する企業の意識調査」の個票データを活用。
2. 人手不足感以外の説明変数として、売上高（営業収益）の傾向、企業規模を用いている。
3. ***は1%有意水準、**は5%有意水準。

企業規模をコントロールした上で、2005年、2016年、2018年の各時点における人手不足感の説明力の推移を確認した。その結果、最近になるほど、人手不足感による外国人雇用への説明力の高まりがみられている（図1）。

多様な働き手等の雇用との関係

外国人雇用の、日本人の雇用、とりわけ女性や高齢者等の様々な働き手の労働参加に与える影響等について、傾向スコアマッチング法により分析を行った。

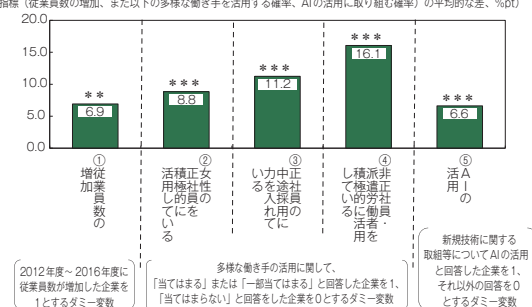
分析の結果からは、外国人材を積極的に雇用する企業は、そうでない企業に比べ、全体的な従業員数が増加しており、女性正社員、中途採用の正社員、非正社員・派遣労働者といった多様な人材や、AIの活用にも積極的な傾向がみられた（図2）。外国人雇用の進めば、既存の労働者を代替したり、AIのような先端技術の導入を阻害したりする影響を及ぼす可能性もないわけではないが、本分析によれば、外国人雇用は、むしろ多様な人材やAIの活用と補完的な関係にあることが示唆された。

外国人正社員の賃金カーブ

外国人材の賃金に関しては、在留資格別に分布状況に大きな違いがある点には留意する必要があるが、ここでは企業で正社員として雇用されている外国人材の賃金を対象とし、日本人正社員と比較した結果について触れる。

図2 企業の外国人雇用と多様な働き手の活用等との関係（2018）

（外国人材の積極的な活用について、当てはまる又は一部当てはまる企業と、当てはまらないと回答した企業との間の各指標（従業員数の増加、また以下の多様な働き手を活用する確率、AIの活用に取り組む確率）の平均的な差、%pt）

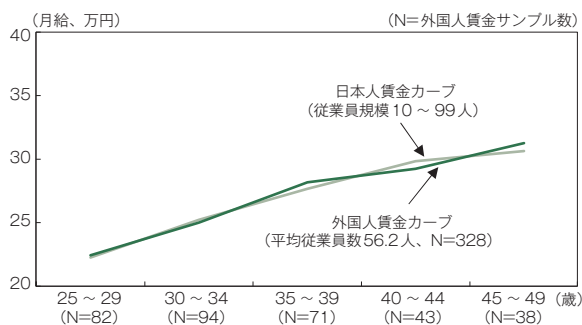


- （備考）1. 内閣府（2018）「働き方・教育訓練に関する企業の意識調査」のデータを基に推計。
2. 外国人材の積極的な活用について、「当てはまる」又は「一部当てはまる」と回答した企業と、「当てはまらない」と回答した企業を傾向スコアでマッチングさせた上で平均処置効果（ATT: Average Treatment Effect on the Treated）を計算。
3. プロビットモデルによる傾向スコアは、営業収益の増加率、人手不足感ダミー、企業規模（従業員数の対数）、産業区分及び定数項を説明変数として推計。
4. ***は1%有意水準、**は5%有意水準。

1 本稿は、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）の責任で取りまとめたものであり、内閣府の公式見解を示すものではない。また本稿の執筆は吉中孝（前内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官事務代理（企画担当））、田中吾朗（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官補佐（企画担当））、新田克之（元内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（企画担当）付、現・株式会社大和総研経済調査部）が担当した。

外国人正社員の賃金カーブを作成し、日本人の賃金カーブと比較したところ、外国人材の賃金データのサンプル数が少ない点には留意が必要なものの、どちらも概ね勤続年数に応じて上昇する形状となっており、賃金の水準についても大きな差異はみられなかった（図3）。

図3 日本人と外国人の賃金カーブ比較（正社員、2016）



- （備考）1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査（平成28年調査）」、2016年8～9月実施の日本政策金融公庫総合研究所「外国人材の活用に関するアンケート」のデータを基に作成。
2. 日本人賃金カーブは、賃金構造基本統計調査における、正社員・正職員の所定内給与額（全学歴、全産業、男女計）。
3. 外国人賃金カーブは、サンプル数が30以上の年齢階級を表示。

外国人正社員の賃金の決定要因

続いて、上述の外国人正社員の賃金が、どのような要因によって決定されるかを、賃金関数を推計することにより確認した。その結果、外国人材の賃金決定の大きな特徴として、就労経験年数や学歴だけでなく日本語能力が高いことも同様に賃金を高めることが示唆された。また、人手不足感が強い企業ほど外国人材の賃金も高い傾向があることも明らかになった（図4）。

外国人材の定着率の決定要因

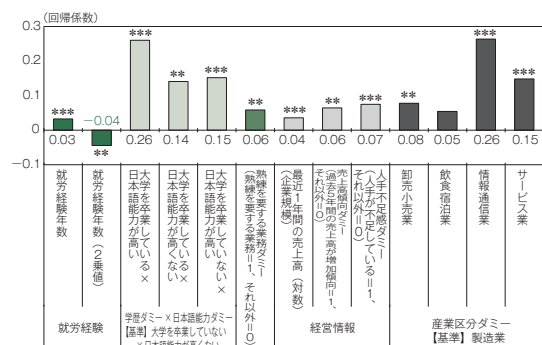
最後に、企業が考える外国人材の活用にあたっての課題として、外国人材の定着率が低いことが挙げられている事に関連し、定着率を高める要因について順序ロジットモデルによって分析した結果を紹介する。

推計結果によると、高度外国人材、新卒留学生ともに、コミュニケーションが容易な企業ほど定着率が高い傾向がみられた。また、高度外国人材については年功にとらわれない昇給・昇進の促進、新卒留学生については日本語教育等の実施の重要性が示唆された（図5）。

おわりに

近年、少子高齢化や景気回復の長期化等を背景とした人手不足感の高まりに伴い、労働市場における外国人材の割合が高まっており、その雇用や賃金等の動向

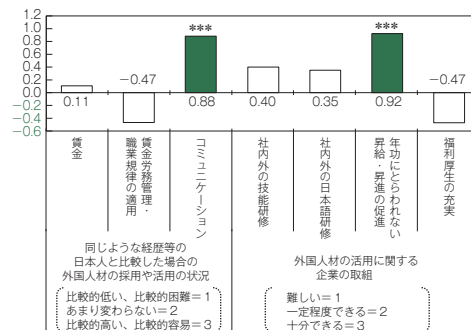
図4 外国人正社員の賃金推計結果（2016年）



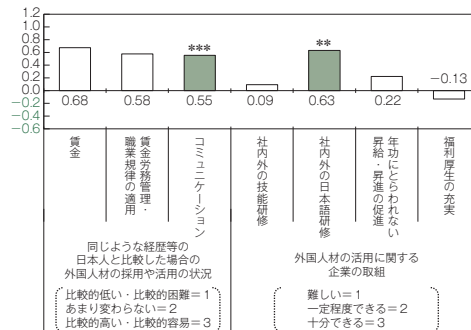
- （備考）1. 日本政策金融公庫総合研究所（2016）「外国人材の活用に関するアンケート」により作成。
2. ***は1%有意水準、**は5%有意水準。

図5 外国人材の定着率との関係（2019年）

（1）高度外国人材（新卒除く実務経験者）



（2）新卒の留学生（日本国内の学校卒の留学生）



- （備考）1. 内閣府（2019）「多様化する働き手に関する企業の意識調査」のデータを基に推計。
2. ***は1%有意水準、**は5%有意水準。

の分析は今後一層重要になると考えられる。

本稿で紹介した分析では、既存の企業向けアンケート調査の個票データ等を用いて推計を行ったが、調査のいずれもが比較的小規模なものであり、サンプルの数の面などで課題が残る。

2018年の改正出入国管理法の改正に至る議論を踏まえ、令和元年度実施の賃金構造基本調査からは、外国人労働者の在留資格別の雇用形態や賃金、労働時間等の調査が行われる予定である。当該データを用いた更なる分析・研究が期待される。

北川 諒（きたがわりょう）

Credit Booms, Financial Crises and Macprudential Policy

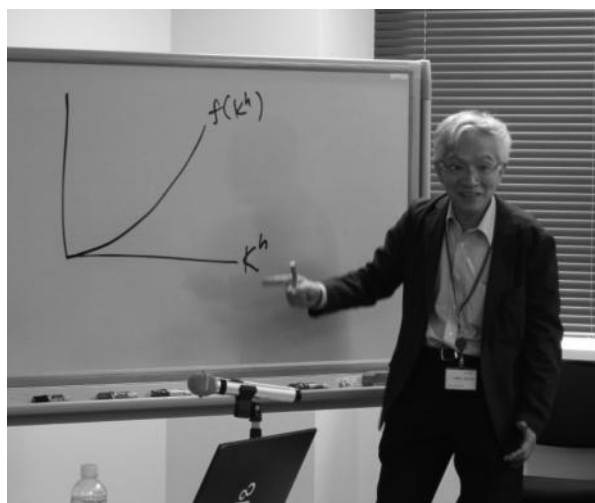
～清滝信宏教授による特別講座より～

経済社会総合研究所 総務部総務課 課長補佐
為藤 里英子

内閣府経済社会総合研究所では、8月19日にプリンストン大学の清滝信宏教授をお招きして、“Credit Booms, Financial Crises and Macprudential Policy”¹をテーマとして、特別講座を開催した。本稿では、清滝教授による講演の概要を紹介したい。

はじめに

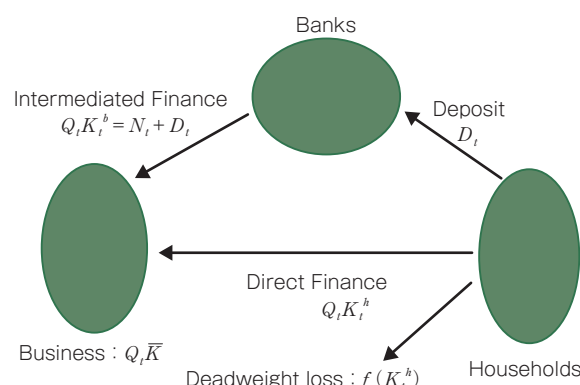
金融危機（銀行危機）は、信用の膨張を伴うブームの後に訪れる傾向がある。ただし、実際には、ブームの後に金融危機が発生するとは限らない。過去のデータをみても、2年連続で平均よりも早いスピードで信用が拡大をしている場合でも、危機が発生しないことも多い。危機の発生は予測不可能であるという前提のもと、どのような政策を採るべきかは大きな課題である。



モデル

本研究のモデルでは、資本の量はコンスタント ($\bar{K}$) とし、企業に対してその一部は銀行が仲介 (K_t^b)、残りは家計が直接ファイナンス (K_t^h) する。銀行による仲介は、自己資本 (N_t)、預金 (D_t) の合計を資本として保有し、それを株（株価 Q_t ）に投資するという形式で金融を行う。家計も株を直接購入することを前提とするが、銀行のように企業をモニターすることができないため、その分のコストが死荷重として存在する（図1）。

図1 銀行・家計・企業の関係

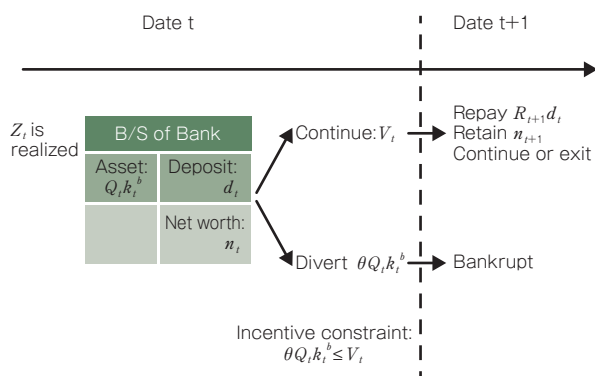


銀行が倒産した場合、銀行に残った資産を預金者で均等に配分する。家計が銀行に預金しない事態が発生すると、銀行は株を売却する。売却された株は家計が購入することになるが、家計が大量に株を購入しない場合には、株価はさらに下落する。そして、銀行が株を投売りし、株価が大幅に下落するという事態が銀行全体に広がり、銀行危機が発生することになる。

このモデルでは、家計は複数の人で構成されており、一部のメンバーは労働者として賃金を家計に持ち帰り、その他のメンバーは銀行家として銀行を経営するとしている。家計は、消費の期待効用の現在価値を最大化するように行動している。銀行家になる際には、家計から資金の提供を受け、銀行を経営するが、銀行経営により生じた配当金を家計に持ち帰るのは銀行家からリタイアした時のみとしている。そのため、銀行家はリタイアするまで、銀行内に利益を貯めて、業務を拡大させていくことになる。銀行は、預金 (d_t) と純資産 (n_t) を保有しており、それらを使って株を購入している ($Q_t k_t^b$)（図2）。

1 本特別講座では、未発表の論文の内容を発表いただいた。詳細は、Mark Gertler, Nobuhiro Kiyotaki and Andrea Prestipino (forthcoming) を参照。

図2 銀行のバランスシート



銀行は誠実に運営されることを前提に考えると、 t 期で銀行（企業価値： V_t ）を存続させた場合、 $t+1$ 期には、銀行の運営からリタイアして配当金（ $R_{t+1}d_t$ ）を家計に持ち帰るか、 t 期の収益を反映させた純資産（ n_{t+1} ）をもって銀行経営を継続するかを決めることになる。しかし、銀行の経営がきちんとなされているか否かは外部からは不明であるため、モラルハザードが生じ、銀行家には資産を自分の消費に使うインセンティブも存在している。資産を自らの消費に使ってしまう確率を θ とすると、企業価値（ V_t ）が資産を消費に流用することで発生する価値（ $\theta Q_t k_t^b$ ）を上回らないと、銀行家が資産を自らの消費に流用し、銀行経営が続かないことになる。言い換えれば、銀行経営において、企業価値そのものが担保になっているといえる。リーマン・ショック時は株価が暴落し、企業価値が下落し、他の銀行もリーマン・ブラザーズには貸出を行わなくなったことから危機が発生しており、この理論はリーマン・ブラザーズが破綻したことと同様のメカニズムであるといえる。

危機の発生

このモデルでは、家計が銀行への預金を取り止めると、銀行の保有する株の市場価格が暴落する。そして、銀行が約束した預金の支払いが行えなくなると、銀行は潰れることになる。

このモデルの下で銀行危機が発生する一つのパターンとしては、自己実現的なものがある。ただし、資本の収益率が非常に低く、銀行の取り付け騒ぎが発生しうる均衡が存在する場合であっても、銀行危機が発生するとは限らない。その上で、サンスポット²が発生

することで初めて、自己実現的な銀行危機（取り付け騒ぎ）が起こる。一定の数値を当てはめてシミュレーションを行うと、生産性への大きなショックが発生した場合でも、サンスポットが発生しなければ、銀行は潰れず、GDPへのマイナスの影響も大きくはないが、サンスポットが発生すれば、金融危機に陥り、GDPも大きく落ち込むことになる。

このモデルをさらに拡張したものとして、ニュースに基づく楽観主義が危機をもたらす場合を検証している。銀行が、例えば、5年以内に経済を大きく発展させる技術革新が起こるとのニュースを信じ、経済状況に関して楽観的になったとする。このような状況下では、銀行家は貸出を増加させ、その貸出先には生産性の低い企業も含まれるようになる。また、実際にそのような劇的な技術革新が起きなくても、次は起こるはずであるという期待が高まり、銀行のレバレッジは上昇の一途を辿り、危機が発生する確率が高まる。その結果、生産性への大きなショックの有無に関わらず、金融危機が発生する可能性がある。前述の自己実現的な銀行の取り付け騒ぎでは、生産性への大きなショックが危機発生的前提条件であったこととは異なり、ニュースの存在が危機発生のきっかけとなっている点が特徴的である。

ただし、実際に銀行家が正しく、前述の例でいえば、劇的な技術革新が起こることもあり（例えばかつてのIT革命）、そのような場合には金融危機は発生しない。実際に信用の急激な拡大があっても、危機が発生しなかった過去のパターンの中には、将来に対する銀行家の楽観的な見方が現実のものとなった場合もあったとみられる。

マクロ・プルーデンス政策

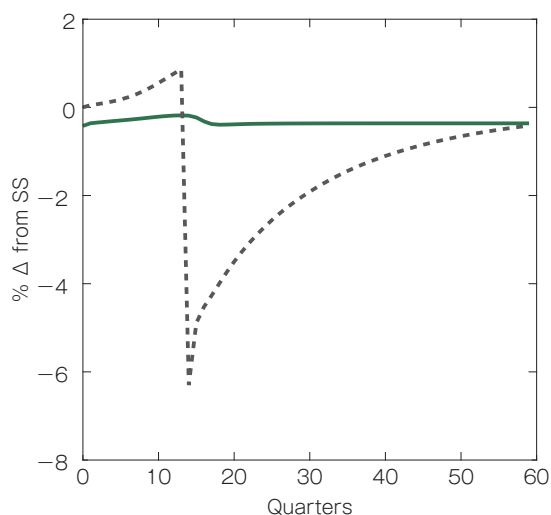
政策担当者にとって、危機発生を防ぐために何を行うべきかは重要な課題である。ここでは自己資本規制について検討する。ここで検討する自己資本規制は、一律に、例えば8%といった形で規制するのではなく、銀行全体の自己資本の総量が大きい場合には規制を加え、低い時には規制をしないというプロシクリカルな自己資本規制を想定している。

図3では、このような形の自己資本規制を実施した

2 経済のファンダメンタルズとは関連のない人々の心理・期待などが、経済変数の動きに影響を与える状態。

場合のGDPを実線、規制を導入しなかった場合のGDPを点線で示している。自己資本規制を導入しなかった場合には銀行危機（取り付け騒ぎ）による大きなGDPの落ち込みが確認できるが、自己資本規制を実施すると、危機が起こる可能性は、ほとんどゼロになる。

図3 自己資本規制を導入した場合としない場合のGDPの違い（金融危機が発生する場合）

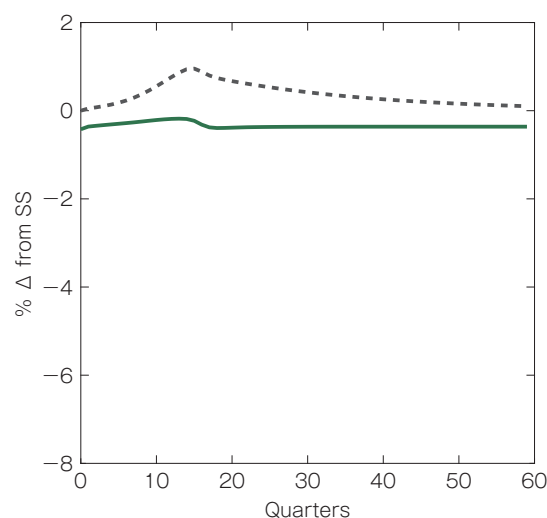


（備考）実線は、自己資本規制を導入した場合。点線は、自己資本規制を導入しなかった場合。

自己資本規制の実施にはコストも伴う。信用の急拡大によりブームが起きていても、銀行家の将来に対する期待が結果として正しければ、規制が導入されていなくても金融危機は発生しない。そのため、自己資本規制は、ブームによるGDPの増加を一定程度抑制してしまう（図4）。ただし、そのGDP増加の抑制幅と、図3における金融危機が発生した場合のGDPの減少幅を比較すると、前者の方が明らかに小さい。つまり、自己資本規制は、大きなブームを多少抑制してしまう可能性があるものの、大きな金融危機の発生を止めることができるという点で有効であり、コストよりもベネフィットが大きいといえる。

自己資本規制の在り方について、自己資本規制を固定化し、金融危機の間でも緩めないとすると、非常に大きなコストが発生する。これは、危機が発生した後の回復が自己資本規制により遅れることに伴うコストである。そのため、固定化された自己資本規制は実施すべきではない。少なくとも危機発生時には規制を緩めるといった柔軟性のある規制にすれば、相当程度危機の発生を回避することができ、平均的なGDPも規制を導入しない場合と比較してわずかながら上昇する。

図4 自己資本規制を導入した場合としない場合のGDPの違い（ブームの発生が金融危機をもたらさない場合）



（備考）実線は、自己資本規制を導入した場合。点線は、自己資本規制を導入しなかった場合。

おわりに

本研究では、危機の予見可能性が限定される中で、信用の拡大と破綻を捉えた銀行危機に関するモデルを開発し、マクロ・プルーデンス政策の効果の検証も行った。採りうる政策としては、危機を予防するための政策に限らず、危機が実際に発生した時の対応も重要である。危機発生後の政策介入や資本の注入に関する検証は、今後の検討課題である。



爲藤 里英子（ためふじりえこ）

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念
と発足までの経緯 (3)

流通科学研究所 副所長(元内閣府審議官)

前川 守

今回から、いよいよ内閣府設置法の経済財政諮問会議関係条文の説明を行う。同会議関係の条文は、内閣府の経済財政関係の所掌事務と関係が深いので、まず内閣府の所掌事務の規定について説明する。

(6) 内閣府設置法における経済財政部門の所掌事務
の規定

[第四条第1項＝内閣補助事務]

経済財政部分の内閣補助を規定する条文であり、各省設置法にはない以下の3点についての整理が必要であった。

1. 内閣官房の所掌事務と内閣府の所掌事務との切り分け
2. 経済財政諮問会議の事務局機能を担う内閣府としての役割
3. 従来の経済企画庁の所掌事務との関係

整理が一番簡単なのは、3. である。総理府外局としての経済企画庁が行っていた各基本方針や計画の策定や総合調整は、あくまでも分担管理事務として行われていたので、これを内閣補助事務という一段高い立場から行うようにすればよい。事務の範囲としては、「経済企画庁の機能のうち、内閣府の担当部門に移行するのは、マクロ経済政策に係る部分」とされたため(最終報告(平成9年12月)P17)、海外経済協力基金の監督業務や電源開発関係業務といった少数の事務以外は全て内閣府に移行されることになっていた。

1. については、従来は内閣補助事務を行うのは内閣官房のみであったのが、内閣府という新しい組織も内閣補助事務を行うことになったため、両者の切り分けが必要になる。これについては、前号(ESR No.26)の(5)①ii)内閣府と内閣官房の関係、で述べたように「行政課題の複雑化・高度化により、恒常的・専門的な体制を組んで取り組むことが必要な内閣補助事務」が内閣府の担当となる。

基本法では、内閣官房と内閣府が行う内閣補助事務は以下のように規定されている。

- 内閣官房(第八条第2項): 国政に関する基本方針の企画立案、国政上の重要事項についての総合調整
- 内閣府(第十条第1項): 国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整

すなわち内閣府が行うのは、国政上重要な「具体的」事項であり、「具体的」ということで、内閣官房と切り分けられている。

そして内閣官房が企画立案を行う「国政に関する基本方針」の定義は、内閣総理大臣の発議権を明定した基本法第六条において、「対外政策及び安全保障政策の基本、行政及び財政運営の基本、経済全般の運営及び予算編成の基本方針並びに行政機関の組織及び人事の基本方針のほか、個別の政策課題であって国政上重要なものを含む。」(傍線筆者)と規定されている。

この基本法の規定から、予算編成の基本方針及び財政運営の基本は、「国政に関する基本方針」そのものである。但し、内閣府はその内閣官房の事務を助けることは出来る。また経済全般の運営の基本方針も「国政に関する基本方針」そのものである。内閣官房の事務となるが、「経済全般の運営の基本方針」というのは余りに漠然としており、ブレイクダウンしなくては実際の政策とはならない。そして、ブレイクダウンして具体的な政策になれば、内閣府の事務となる。なお、これも前号(ESR No.26)の(5)①ii)内閣府と内閣官房の関係、で述べたように、内閣官房は最高・最終の調整の場であり、内閣官房は内閣府の上に薄皮一枚乗っている。内閣府が調整した経済全般の具体的な運営の基本方針であっても、必要があれば内閣官房は更に調整を行うことが出来るのである。

2. については、基本法別表第一で定められた経済財政諮問会議の任務が、内閣府の所掌事務を超えているので、経済財政諮問会議の事務局を務める内閣府の事務の規定ぶりが複雑になってくる。すなわち基本法では、経済財政諮問会議の任務は「経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針等経済財政政策に関する重要な事項について審議すること。」とされており、「財政運営の基本、予算編成の基本方針」等の内閣官房の所掌事務にまで及んでいる。

以上から、内閣府の経済財政関係の内閣補助事務の

条文は、①経済全般の運営の基本方針を、内閣府の所掌事務に相応しい具体的な事項にブレイクダウンしたもの、②財政運営の基本、予算編成の基本方針といった内閣レベルの企画立案に関するもの、③それ以外の部分、ということから3つに分けられ、それぞれ内閣府設置法第四条第1項の第一、二、三号となっている。

また、第1項は内閣補助事務の規定であるため、柱書で「行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。」とした上で、各号が列挙されている。

①一号 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

本号の趣旨は、内閣府が行う経済財政関係の内閣補助事務について、基本法の用語である「経済全般の運営の基本方針」を、「短期の経済の運営」と「中長期の経済の運営」の2つにブレイクダウンして具体的に示したものである。

ブレイクダウンする理由は、上述のように内閣官房の事務と明確な区別を行うために加え、従前の「経済全般の運営の基本方針」という文言は意味が曖昧であり、この文言を使うことは好ましくなかったからである。

内閣府の母体となる経済企画庁の設置法（第三条第二号、第四条第六号、第五条第二号）及び組織令（第六条第六号、第十六条第四号）では、「経済全般の運営の基本方針」とは、毎年閣議決定される「次年度経済見通しと経済運営の基本的態度」のことを指していたが、この単年度の基本的態度のみを基本法にいう国政に関する基本方針とするのは、どう考えても問題であった。「経済全般の運営の基本方針」とは、文字通り「（産業、貿易、農業、商業、財政、雇用等の）経済全般」に関する「運営（政策）」の「基本的な方針」と解しなければ、国政に関する基本方針とは言えない。なお、「経済全般」という用語例は2例あり、いずれも広い意味での「経済全般」を意味している（雇用対策法第四条第3項、労働時間短縮促進臨時措置法第四条第3項）。また、行革会議の資料の用例では、経済計画、経済見通し、総合経済対策、公共投資基本計画、雇用対策基本計画等であり、総称すれば「マクロ経済政策関係」と言われるものである。

以上のことから、内閣府の経済財政部分の内閣補助事務は、具体的には、「短期の経済運営」と「中長期の経済運営」の2つにブレイクダウンして規定された

のである。

短期と中長期に大別した理由は、以下のように短期の経済運営と中長期の中期の経済運営では、政策目的、政策手法、策定のタイミングといった面で、大きく異なるため、この分類が最も適切とされたものである。

●政策目的：短期は、景気循環等その時々の変動する経済情勢に対処し、経済の安定を図るために講ずるもので、不況時の景気浮揚策、景気が過熱した場合の安定化策等が当たる。中長期は、経済構造の改革等により成長トレンドを確保したり、生活水準の向上を図るために講ずるもので、目標年度のあるべき経済規模と構造及びそれを実現するために政策の方向を示すものである。

●政策手法：短期は需要政策が中心であるのに対し、中長期は構造改革・制度改革が中心である。典型例としては、短期では経済対策、中長期では経済計画である。

●策定のタイミング：短期はその時々々の経済情勢に対してアドホックに行われるのに対し、中長期は概して定期的に行われる。

また、短期と中長期を分けた参考文献としては、中谷巖『入門マクロ経済学第3版』日本評論社、マンキュー『マクロ経済学Ⅱ応用編』東洋経済新報社、の2冊が、内閣府設置法案作成時に示された。

②二号 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

本号の趣旨は、「財政運営の基本」と「予算編成の基本方針」は、前述のように基本法第六条から、「国政に関する基本方針」そのものであるから、その企画立案は内閣官房の事務であるが、内閣官房を助ける内閣府の事務を如何に規定するか、ということである。

すなわち、内閣府は経済財政政策に関する恒常的・専門的な組織であり、また「財政運営の基本」と「予算編成の基本方針」を主要な審議対象とする経済財政諮問会議の事務局を務めることから、事務の大部分は内閣府が行い、内閣官房は必異なる場合の最終的な調整を行うということを、法文上でどう表現するかということである。第一号の規定方式に倣えば、「財政運営の基本」と「予算編成の基本方針」をブレイクダウンすればいいのであるが、「財政運営の基本」と「予算編成の基本方針」をこれ以上具体的に書き下すことは困難であるため、次善の方法を取ったのである。

第二号の規定のうち、「財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案」までは内閣官房の事務であり、「そのために必要となる事務」が内閣府の事務である、という整理にしたのである。

内閣府は「そのために必要となる事務」であれば、いかなる事務でも出来るのであり、その大部分は第一号及び第二号で規定する「短期及び中長期の経済の運営に関する事項」または「経済に関する重要な政策に関する事項」に含まれるだろうが、予算及び財政は政府の政策の全体を対象とするため、経済財政政策の範囲を超えても行いうることを、この号は規定している。

なお、第二号の事務は、従前の経済企画庁にはなかったものであり、全く新規に加わった事務である。

③号 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項

本号の趣旨は、第一号及び第二号に規定する、短期及び中長期の経済運営、財政運営の基本、予算編成の基本方針に関するもの以外で、内閣府が行う経済財政政策をバスケットクローズ的に規定するものである。

内閣府設置法案策定時に想定されていたものとしては、社会保障関係、雇用関係、国際経済協力関係、また、第一号及び第二号の経済財政関係事項の国際協議（OECD、APEC、サミット等）を通じた国際的経済政策協調の推進を、本号で読むとされていた。

内閣府設置後は、後述の規制改革等が本号で読まれた。また、現在の第三号には、（次号から第十一号までに掲げるものを除く。）という括弧書きが追加されているが、この四号から十一号の事務は、条文がなければ本号で読まれるべきものである。

④経済企画庁の事務と内閣府の事務の比較

経済企画庁の事務は分担管理事務であり、内閣府が行う内閣補助事務とはその性格を異にするものであるが、分野として経済企画庁設置法第四条第一号～十八号に定めるマクロ経済関係の所掌事務が、内閣府設置法第四条第一項第一号の事務にどのような移行したかを整理すると、以下の通りである。

〔経済企画庁の事務〕

- 1号 貿易、外国為替、国際収支関連の基本的政策及び計画の総合調整
- 2号 産業関連の基本的政策及び計画の総合調整
- 3号 運輸関連の基本的政策及び計画の総合調整

- 4号 財政、通貨、金融関連の基本的政策及び計画の総合調整
 - 5号 外国からの投資関連の基本的政策及び計画の総合調整
 - 6号 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定
 - 7号 国際経済協力関連の基本的政策及び計画の企画立案及び総合調整
 - （8号 国民生活安定関連）
 - （9号 消費者保護関連）
 - （10号 国民の日常生活改善関連）
 - 11号 物価関連の基本的政策の企画立案
 - 12号 物価の基本的政策関連の関係行政機関の重要政策及び計画の総合調整
 - 13号 長期経済計画の策定
 - 14号 長期経済計画関連の関係行政機関の重要政策及び計画の総合調整
 - 15号 総合国力の分析及び測定
 - 16号 電源開発関連の基本的政策及び計画の企画立案及び総合調整
 - （17号 所管法人の監督関連）
 - 18号 その他、二以上の行政機関の経済施策関連の企画立案並びに総合調整
- 経済企画庁の所掌事務は、1号～5号、12号の貿易、産業、運輸、財政金融物価のように他省庁が主管の政策の総合調整のみを行うもの、7号及び16号の国際経済協力、電源開発のように経済企画庁も主管官庁の1つとして、企画立案及び総合調整を行うもの、6号、11号、13号の経済見通し、物価関連基本的政策、経済計画のように経済企画庁が主管官庁として策定または企画立案を行うもの、に分けられる。なお、14号、15号は13号の経済計画関連事務である。
- これら経済企画庁の事務は、内閣府の経済財政では以下ようになった。
- 1号～5号 企画立案を追加の上、内閣府に移行
 - 6号 そのまま内閣府に移行
 - 7号 個別の円借款に関するものを除き、内閣府に移行
 - 11号 物価見通し部分のみ内閣府経済財政へ、それ以外は国民生活局へ
 - 12号 国民生活局へ
 - 13号～15号 そのまま内閣府に移行

16号 経済産業省に移行

18号 二以上の行政機関の制限を外し、企画立案を追加の上、内閣府に移行

このように、経済企画庁設置法では、14の個別分野に分けて、また企画立案と総合調整も分けて規定されていたが、内閣府では第四条第1項の第一号と第三号の2つに企画立案と総合調整を合わせてまとめられた。

なお、内閣府では、経済企画庁では出来なかった貿易、産業、運輸等の個別分野でも企画立案を行えるが、そもそも内閣補助事務であるので、「行政各部の施策の統一を図るために必要となる」という限定が付されているので、各省の事務と重なることはない。

⑤経済財政政策担当大臣の定義との関係

この内閣府の経済財政の内閣補助事務の規定は、経済財政政策担当大臣の定義にも関係してくる。経済財政政策担当大臣は、経済財政諮問会議の所掌事務を定めた第十九条第2項で「特命担当大臣で第四条第1項第一号から第三号までに掲げる事務を掌理するもの」と規定されている。つまり、内閣府の経済財政の内閣補助事務を所管する大臣が、経済財政政策担当大臣という定義である。なお、科学技術政策担当大臣も、同様に総合科学技術会議の所掌事務規定の中で定義されている（第二十六条第2項）。

これに関係して、内閣府設置後に「剃刀の刃による切り取り問題」というものが発生した。これは、それまで経済財政政策担当大臣の担当であった規制改革を他の大臣に担当させることになったのだが、規制改革は内閣府設置法第四条第1項第三号で読んでいたために、第一号から第三号の一部を別の大臣が担当することになる。そうすると、一～三号の全部を担当していない大臣を経済財政政策担当大臣と呼べるか、という問題が発生したのである。この問題は、規制改革は、一～三号のごく一部であり、例えて言えば、リングの一部を剃刀で薄く切り取っても、残りがりんごであることは明らかである、という説明で乗り切った。

[第四条第3項＝分担管理事務]

次に、分担管理事務についての規定を説明する。経済財政関係は、内閣府設置法策定時は5つであった。

①一号 内外の経済動向の分析に関すること。

本号の趣旨は、いわゆる調査事務であり、景気判断

並びに国内及び海外の経済動向の現状及び過去の状況の分析と原因分析を規定したものである。

経済企画庁の所掌事務にもある（19号 内外の経済動向の調査及び分析に関すること）伝統的な業務であり、経済政策の司令塔である内閣府の基礎となる業務なので、この規定があることは当たり前と思われるだろうが、この規定を書くのは大変だった。それは、各省の新設置法を書く際の統一基準として「各省が行う政策の前提として調査を行うのは当然の付随事務であるから、調査事務は単独では設置法では書かない。」というものがあったからである。このため、従前の各省設置法にあった調査事務は新設置法では全て落とされた。

しかしながら、内閣府については、以下のような説明をして、設置法上明記することが出来た。

●内閣府の政策の前提となるだけでなく、各省の政策の前提となる。

内閣府が行う景気判断並びに国内及び海外の経済動向の現状及び過去の状況の分析と原因分析は、内閣府が内閣補助事務として行う経済見通し、経済対策等の企画立案及び総合調整の前提となるだけでなく、景気及び経済状況についての内閣の公式判断として、各省の政策の前提となる。つまり、内閣府の行う経済の調査事務は内閣府が行う政策の付随事務だけではなく、内閣府を越えて各省の政策も縛っているということである。

●内閣府や各省の政策の前提となるだけでなく、それ自体で大きな意味を持っている。

政府の各府省の政策の前提となるだけでなく、景気の現状等に関して、各個別分野の情報に加え、総合的に判断してパッケージの形（総論、消費、住宅、民間設備投資、輸出入、物価、雇用、金融、海外経済等）で、一般国民、企業、市場、外国諸国、国際機関に提供することにより、これらの各経済主体等の合理的な経済行動の基盤となっている。

なお、経済企画庁設置法では、「調査及び分析」との表記を「分析」のみとしたのは、「調査」は「分析」の前段階として当然に行われることであるから、「分析」には「調査」も含まれているとして、単に「分析」と表記することにした。（以下次号）

前川 守（まえかわ まもる）

最近のESRI研究成果より

「シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書
—GDP統計への捕捉の現状と課題—経済社会総合研究所 研究官
藤本 知利

はじめに

近年、情報通信関連技術の発展や経済のサービス化などの環境変化が著しい中で、特に、シェアリング・エコノミーに関連した新たな経済活動が急速に普及・拡大している。GDP統計の作成においても、こうした活動を的確に捕捉することが重要な問題となっている¹。

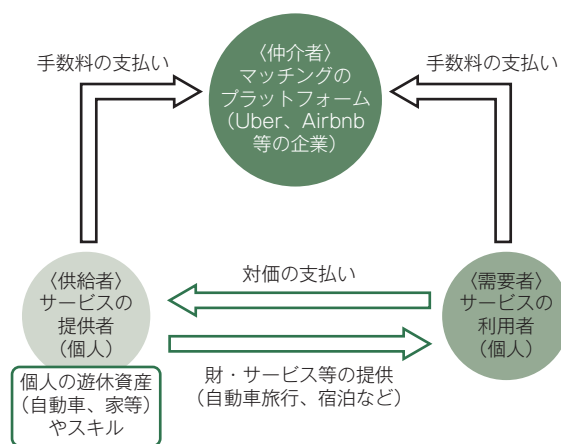
このため、経済社会総合研究所では、総務省統計委員会担当室の協力を得て、2017年度よりシェアリング・エコノミーの実態の把握、国民経済計算（SNA）における「生産」の概念及び現行推計方法との関係の整理、生産額捕捉のための情報源の検討などをねらいとして、基礎的な調査研究を進めてきている。

初年度にあたる2017年度調査では、シェアリング・エコノミーに関連した各分野の経済活動の現行の統計による捕捉状況について整理し、それに基づいて未捕捉の分野は実地調査や推計を行い、2016年の名目値による生産額（市場規模）を試算²した。

2018年度調査では、名目値による生産額の推計対象年次を2016年、2017年と1年延長するとともに、2017年の費用構造を把握し中間投入額を差し引いた名目付加価値額の試算も併せて行い、調査研究結果を2019年7月26日に「2018年度シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書として公表した。本稿は、2018年度調査（以下「本調査」）の結果の概要を紹介するものである。

国内におけるシェアリング・エコノミーの実態把握

シェアリング・エコノミーは、スマートフォン等の普及に伴い、個人同士がオンライン上で容易につながることが可能となったことを背景に登場・拡大してきた経済活動である。伝統的なレンタカーなどのB to Cのサービスと異なり、大きな特徴のひとつが民泊などの個人間（以下「C to C」）取引でのサービス提供と対価の支払いという形での取引展開であり、この個人間のマッチングをプラットフォーム企業がインターネットを介して行い手数料収入を得る、という点である（図表1）。

図表1 シェアリング・エコノミーのイメージ図³

なお、シェアリング・エコノミーに関する経済活動については、総務省「平成29年版情報通信白書」において、「個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義されている。「活用可能な資産等」の中には、スキルや時間等の無形のものも含まれる。2017年度調査、2018年度調査ともにこの定義に基づき検討を行っている。

本調査では、国内におけるシェアリング・エコノミーの経済活動の実態の把握及び生産額・付加価値額の統計的捕捉が可能な手法の検討などを行うことを目的に、C to C取引を対象として調査を実施した。2017年度調査と同様に、シェアリング・エコノミーを5分野（スペース、モノ、スキル・時間、移動、カネ）に

1 「統計改革の基本方針」（平成28年12月経済財政諮問会議決定）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月閣議決定）

2 2017年度の調査結果は2018年7月に公表した。

3 三菱総合研究所（2017）「サービス統計再構築に関する調査研究 報告書」、総務省統計委員会担当室委託研究

区分し、各分野内の複数の事業類型ごとに、仲介事業者への対面によるヒアリング調査を実施した。

シェアリング・エコノミーの「提供者」の経済規模（生産額、中間投入額、付加価値額）を推計するためには、個人世帯でのシェアリング・エコノミーによる収入及び支出に関する情報が必要となる。現時点では、個人世帯を調査対象とする公的調査はあるが、いずれの調査でもシェアリング・エコノミーに特化した項目について把握はされていない。例えば、総務省「家計調査」のように家計収支が捕捉されている調査においても、シェアリング・エコノミーがそれらのどの程度を占めているかは捕捉できていない。

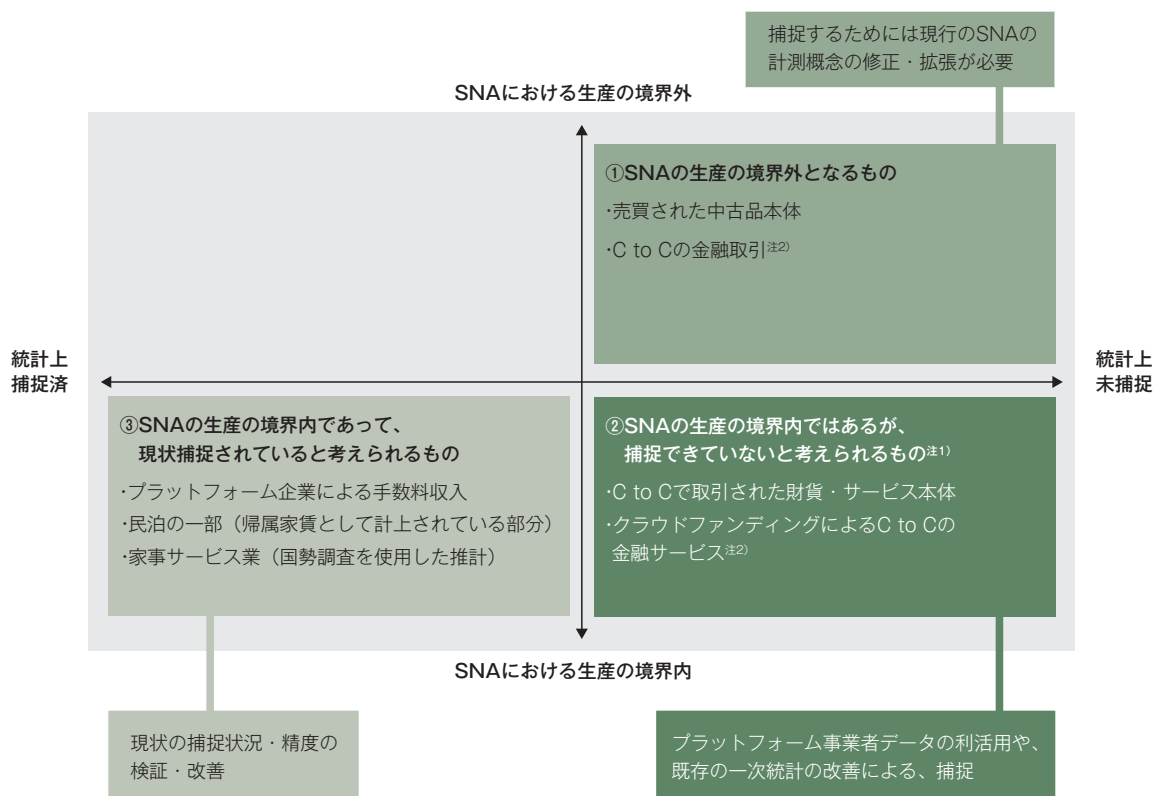
そこで、本調査では、民間事業者のインターネットアンケート・モニターを活用したアンケートを行い、シェアリング・エコノミーの提供者の経済規模（生産額、中間投入額、付加価値額）の推計に必要な情報を収集した。調査は、シェアリング・エコノミーにおける提供者を抽出するためのスクリーニング調査と、提供者のシェアリング・エコノミーによる収入、支出等の詳細を把握する本調査の2段階で実施した。

シェアリング・エコノミーの経済規模計測

本調査では、シェアリング・エコノミーの経済活動について、2017年度調査に引き続き名目値による生産額の試算を試みた。算出方法については、2017年度調査の推計手法を踏襲しつつ、本調査で得られた情報を活用するとともに、分野によっては手法の見直しを行った。

推計に先立ち、2017年度調査ではシェアリング・エコノミー等新分野の経済活動について国際的に指摘されている議論を踏まえたうえで、SNA上の位置づけについて整理がされた。「SNA上の生産の境界に含まれるか否か」という視点と、「既存の経済統計の仕組みにおいて捕捉されているか否か」、という2つの切り口から考えた時に、計測対象としてのシェアリング・エコノミー等新分野の経済活動全体は、「①SNAの生産の境界外となるもの」、「②SNAの生産の境界内／現在、捕捉できていないと考えられるもの」、「③SNAの生産の境界内／現在、捕捉できていると考えられるもの」の3つの領域に分けて考えることが出来る。

図表2 SNAの生産の境界と統計的捕捉



注1) なお、インターネット上の無償サービスについては、生産の境界内であり、「広告収入」という形でその売り上げが把握可能であるが、「無償サービス」それ自体としての把握は困難である。

注2) なお、資金の融資等については、手数料を除き、金融取引として扱われ、SNAの生産の境界外となる。仲介サービスの手数料等の金融サービスは、生産の境界内となる。

これらの領域について、①に関しては、例えば、モノのシェアのうち、フリマアプリによる中古品売買においては、マッチングプラットフォーム企業の手数料は別として、売買された中古品本体についてはSNAの生産の境界外と考えられる。また、②に関しては、C to Cで取引された財貨・サービス本体、クラウドファンディングによるC to Cの金融サービス等が該当し、本来のSNA上捕捉すべきものとして、一次統計の拡充を含め、当該経済活動の捕捉に向けた取組を進めていくべき領域である。③に関しては、プラットフォーム企業による仲介手数料収入、民泊の一部（帰属家賃として計上されている部分）、家事サービス業（国勢調査を使用した推計）等が該当し、既存のGDP統計において既に捕捉されていると考えられる領域であり、②において今後捕捉に向けた取組を進めていく領域との重複計上が発生しないように、捕捉状況の把握や捕捉精度の検証・改善を図っていくべき領域である。本調査においても、この考え方にに基づき整理を行った（図表2）。

本調査では、2017年における名目値による生産額（市場規模）の推計を踏まえ、GDPの概念に準じて、中間投入額を差し引いた付加価値額の推計を試みた。付加価値額は、費用総額から給与総額、租税公課、減価償却費を除いた額を売上高から差し引き算出した（以下の式のとおり）。

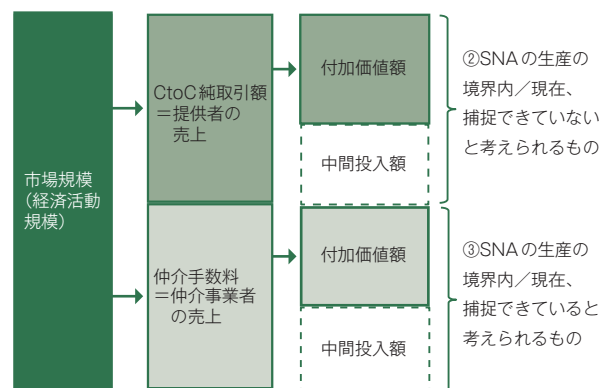
$$\text{付加価値額} = \text{売上高} - (\text{費用総額} - \text{給与総額} - \text{租税公課} - \text{減価償却費})$$

※費用総額は、売上原価＋販売費及び一般管理費

付加価値額は、シェアリング・エコノミーの分野別に、各分野内の複数の事業類型ごとに仲介事業者と提供者の付加価値額をそれぞれ推計した。

推計では仲介事業者については仲介手数料を売上高とみなし、提供者についてはC to C純取引額を売上高とみなした。付加価値額算出に必要な内訳別の費用額については、経済産業省「企業活動基本調査」のインターネット附随サービス業の資本金規模別結果、もしくは仲介事業者ヒアリング調査結果、提供者を対象としたインターネット調査結果を基に算出を行った。付加価値額の試算の概念を図解にしたものが図表3である。

図表3 付加価値額の試算の概念図



本調査の対象としたシェアリング・エコノミーの各分野の付加価値額を合計すると、2017年は1,300億円～1,500億円程度と推計された。「②SNAの生産の境界内／現在、捕捉できていないと考えられるもの」の付加価値額は800億円～1,000億円程度、「③SNAの生産の境界内／現在、捕捉されていると考えられるもの」の付加価値額は400億円～500億円程度と推計された。

図表4 付加価値額の試算（2017年）

分野		②SNAの生産の境界内／ 現在、捕捉できていないと 考えられるもの＜付加価値額＞	③SNAの生産の境界内／ 現在、捕捉できていると 考えられるもの＜付加価値額＞	総額（②と③の合計） ＜付加価値額＞
スペース	民泊	600億円～800億円程度	300億円程度	900億円～1,100億円程度
	駐車場	5億円未満	0億円	5億円未満
	オフィス・ 小売飲食店等	—	—	—
モノ	フリマアプリ市場	200億円程度	200億円程度	400億円程度
	モノの賃貸市場	5億円未満	5億円未満	5億円未満
スキル・ 時間	クラウドソーシング	5億円未満	5億円未満	5億円未満
	スキル・時間シェア	30億円程度	5億円未満	30億円程度
カネ		—	10億円～20億円程度	10億円～20億円程度
総額		800億円～1,000億円程度	400億円～500億円程度	1,300億円～1,500億円程度

※数値は概算額であり、端数処理の関係上内訳の合計は総額と一致しない場合がある。数値は10億円以上100億円未満の場合10億円単位に揃えて四捨五入、それ以上の場合100億円単位に揃えて四捨五入を行った。なお、付加価値額の規模が5億円未満の場合、「5億円未満」と表記している。

※試算時点で利用可能な情報を用い一定の前提に基づいて試算した結果であり、幅を持って見る必要がある。

※移動のシェア（ライドシェア）については、道路運送法上の規制を踏まえ、我が国における経済活動は試算時点では極めて小規模と考えられるため、今回の推計からは除外した。

※本表の付加価値額は、シェアリング・エコノミーに該当する経済活動に係る金額であり、波及効果を含めた経済全体への影響を計測したものではない。

の」の付加価値額は400億円～500億円程度となった(図表4)。

今後の課題

本調査では、シェアリング・エコノミーに該当するサービスを手掛ける仲介事業者を対象に対面によるヒアリング調査を実施し、各仲介事業者の売上や費用構造等を把握し、シェアリング・エコノミーの分野ごとに名目値による生産額(市場規模)、付加価値額の推計を行った。しかし、対面によるヒアリング調査であっても、当初予定していたヒアリング項目を全て聴取することが難しかった他、一部の分野(特に「民泊」の仲介事業者・代行事業者)については協力を得ることができなかった。アドホックなヒアリング調査では、生産額、付加価値額の推計につなげることは難しいと言える。

また、本調査では、シェアリング・エコノミーにおける提供者を対象としたインターネット・アンケート調査を実施し、提供者の収入と費用構造を明らかにし、付加価値額を試算した。しかし、シェアリング・エコノミーの提供者として経済活動を行う世帯の出現率が低く、インターネット・アンケート調査で得られる観測数には限りがあることから、調査結果に基づき年間の収入、費用を推計するには精度の限界があった。

今後、シェアリング・エコノミーの経済活動規模の拡大が見込まれるため、仲介事業者・提供者の経済活動規模を正確に把握するための手法については、引き続き検討が必要になると考えられる。

シェアリング・エコノミー関連のGDP統計への捕捉に向けた調査設計の検討

総務省が取りまとめた「サービス分野の生産物分類(2019年)」では、「インターネット附随サービス業」における生産物として「マーケットプレイス提供サービス」が設定された。これにより、今後、シェアリング・エコノミーの仲介事業者が提供する仲介サービスの把握に資することが期待される。

仲介事業者の活動を把握するには企業側の統計における捕捉が鍵となる。総務省及び経済産業省共管の「経済構造実態調査」等の調査において、仲介事業者等が提供するサービスがシェアリング・エコノミーに

該当するか否かを識別する設問を加えたうえで、収入・費用構造の捕捉を目指すことが現実的であると考えられる。

提供者についても、既存の統計調査の活用可能性の検討に加え(具体的には、「全国消費実態調査」や「個人企業経済調査」などが考えられる)、各種サービスの所管省庁や仲介事業者などを通じ、その収入・費用構造の捕捉を目指すことが望まれる。

サービス産業の経済構造の把握などに関し、「公的統計の整備に関する基本計画」(平成30年3月)では、「経済センサス-活動調査」の中間年における経済構造統計の作成・提供を開始するとともに、統計調査による把握が困難な業種については、行政記録情報等の活用を積極的に検討する方向性が示されている。欧米諸国での取組を踏まえると、申告所得税等の行政記録情報も、提供者を把握するうえで重要な情報となると考えられる。

経済規模計測に向けた方向性

今後は、デジタル・エコノミーが経済社会に及ぼす影響が大きくなっており、国際的にもデジタル・エコノミーを捕捉するための取組が着実に進んでいる。国際的な議論を踏まえ、国内においてもシェアリング・エコノミーに限らず、デジタル・エコノミー全般の計測方法及び産業分類・生産物分類について、引き続き情報収集に努め検討していくことが必要であり、その捕捉に向けた研究を進めていく予定である。

藤本 知利(ふじもと ともし)

ESRI 統計より：国民経済計算

家計の所得支出勘定の概要

一家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報値(参考系列)の公表に添えて—

復興庁 統括官付参事官付
(元経済社会総合研究所 国民経済計算部 分配所得課)

片山 歩

はじめに

内閣府経済社会総合研究所では、2019年8月より、QEの参考系列として、家計可処分所得・家計貯蓄率の四半期別速報値の公表を開始した。

両指標ともに、年度終了から約9か月後に公表される年次推計の所得支出勘定において公表されていたが、GDPの約6割を占める民間最終消費支出の動向を分析する上で有用な指標として、景気分析を行うユーザーから、速報値の公表を求めるニーズが高かった。このような背景も踏まえ、内閣府経済社会総合研究所では推計手法の開発を進め、統計委員会国民経済計算体系の整備部会における議論を経て、公表を開始するに至った。

本稿では、これら指標のより深い理解のために、我が国の国民経済計算における所得支出勘定の解説を行うとともに、新たに公表を開始した速報推計の概要や、速報推計期間も含めた近年の家計可処分所得・家計貯蓄率の動向を紹介したい。

国民経済計算における所得支出勘定とは

国民経済計算の勘定体系では、生産勘定において、産出と中間投入の差分として付加価値が計測された後、その付加価値を所得・支出として、所得支出勘定の中で誰にどのようにに分配・再分配したのかを記録している。

「誰に」を示すのが制度部門と呼ばれるもので、「非金融法人企業」「金融機関」「一般政府」「対家計民間非営利団体」「家計（個人企業を含む）」の5つに分類し、別々に把握する。各部門が受け取った所得はその後の部門同士のやりとり（再分配）を経て、最終的に部門別の消費と貯蓄に振り分けられていき、所得支出勘定からそのプロセスを追うことができる。本稿では家計部門の動向を紹介することを主目的としていることか

ら、直近の年次推計における家計の所得支出勘定の動向を確認したい。

まず、第一次所得の分配勘定では、家計部門が生産活動に参加した対価として得られる給与等（雇用者報酬）や、農家・個人企業の所得等（営業余剰・混合所得）、利子・配当所得等（財産所得：受取）が受取側で、利払い等（財産所得：支払）が支払側で記録され、この受取と支払の差額が第一次所得バランスとして表章される（図表1）。

図表1 第一次所得の分配勘定（家計部門）

		(2017年度・兆円)	
支払		受取	
		営業余剰・混合所得（純）	38.0
		雇用者報酬（受取）	276.3
財産所得（支払）	2.4	財産所得（受取）	26.9
第一次所得バランス	338.9		

次に、所得の第二次分配勘定では、第一次所得バランスと年金給付・社会扶助給付（現物社会移転以外の社会給付）などを受取側に加え、支払側で所得税等（所得・富等に課される経常税）や年金・健康保険等の保険料支払い分（純社会負担）などを差し引くことで、家計可処分所得が導き出される（図表2）¹。

図表2 所得の第二次分配勘定（家計部門）

		(2017年度・兆円)	
支払		受取	
		第一次所得バランス	338.9
所得・富等に関する経常税（支払）	30.6		
純社会負担（支払）	80.2		
		現物社会移転以外の社会給付（受取）	78.3
その他の経常移転（支払）	17.4	その他の経常移転（受取）	14.5
可処分所得（純）	303.5		

この家計可処分所得に企業年金や退職一時金の負担と給付の差額調整分（年金受給権の変動調整）を加え、最終消費支出と貯蓄に振り分けするのが可処分所得の使用勘定であり、導き出された家計貯蓄の家計可処分所得における割合が家計貯蓄率となる（図表3）。

図表3 可処分所得の使用勘定（家計部門）

		(2017年度・兆円)	
支払		受取	
		可処分所得（純）	303.5
最終消費支出	295.3	年金受給権の変動調整（受取）	- 0.5
貯蓄	7.7		

1 さらに現物所得の再分配勘定では、医療費の医療保険負担分や学校教育の家計負担を上回る分など、社会福祉の現物移転分を受取側で記録し、その調整を経たものが調整可処分所得として示されている。

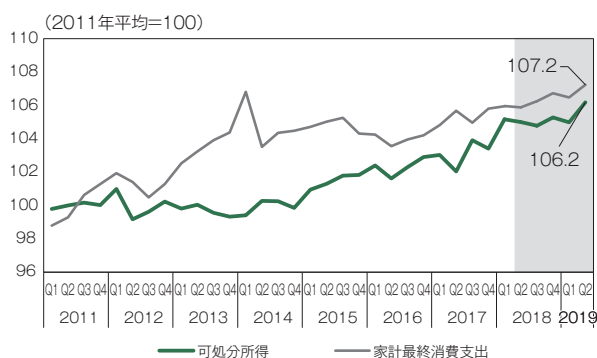
家計可処分所得・家計貯蓄率の速報推計の概要

家計可処分所得・家計貯蓄率の四半期速報推計値は2次QE公表の翌月に公表することを目指している。これまでの、2018年度の家計可処分所得・家計貯蓄率であれば年度終了後の約9か月後である2019年末に初めて公表されていたため、約4～5か月早く示されることとなった。このように早期化が大きく進んだ一方、速報推計段階では、特に営業余剰・混合所得と財産所得の推計にあたって月次・四半期ベースで利用できる基礎資料が乏しいため、年次推計で示す結果との間に一定の改定を生む可能性があることに留意が必要である。

最後に、速報推計期間も含めた近年の家計可処分所得・家計貯蓄率の推移について紹介する。

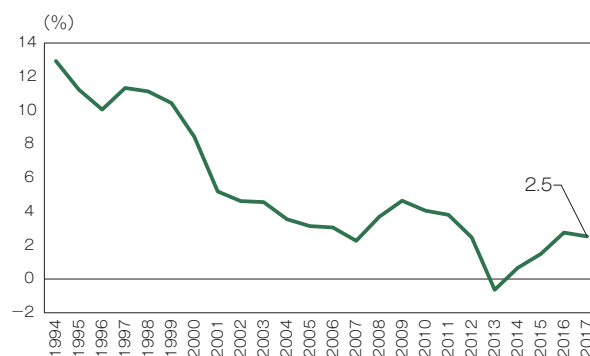
家計可処分所得の名目季節調整系列は、近年、緩やかな増加傾向で推移している。下図のシャドー部分が速報推計期間となるが、概ねそれ以前と同様の傾向で推移していることが確認できる。また、家計最終消費支出の動きと比較すると、消費税率引上げに伴う家計込み需要・反動減等により短期的には動きに乖離が生じているものの、長期的には両者は概ね整合的な動きをしていることが確認できる（図表4）。

図表4 家計可処分所得の推移
(名目季節調整系列)



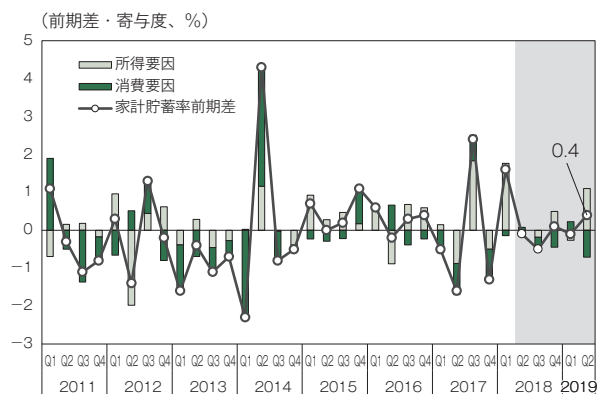
家計貯蓄率については、まず年度値を参照する。長期の時系列で見ると長らく低下傾向で推移しており、2013年度に消費税率引上げに伴う駆け込み需要による消費増の影響もあり家計貯蓄率は一時的にマイナスになった。その後持ち直し、近年は横ばい傾向で推移している（図表5）。

図表5 家計貯蓄率の推移 (名目原系列)



続いて、家計貯蓄率の名目季節調整系列について、前期からの変化幅を可処分所得変化要因と消費変化要因に分解したグラフを参照する。直近の19年46月期では所得も消費も増加した一方で、所得増分のほうが大きかったために貯蓄率が高まったことがわかる（図表6）。

図表6 家計貯蓄率変化の寄与度分解
(名目季節調整系列前期差)



このように、新たに公表されたこれら指標を用いることで、足元のマクロの家計部門の消費行動について、より詳細な分析が可能となっている。

おわりに

四半期速報値の公表が開始された家計の可処分所得や貯蓄率は、私たち生活者の目線で見た実感とともに近年の経済の動向を追うことのできる有用な指標である。この両指標を導く所得支出勘定からは、家計簿のように各制度部門の収入・支出の記録を読むことができる。昨今話題の賃金、年金、労働分配率などの多くの身近な経済トピックと所得支出勘定は結びついており、ぜひ多くの方の分析に役立てていただければ幸いである。

片山 歩 (かたやま あゆみ)

12月～令和2年3月の統計公表予定

12月中旬以降	国民経済計算年次推計（平成30年度フロー編・ストック編）
12月23日（月）	景気動向指数改訂状況（10月分）
1月 8日（水）	消費動向調査（12月分）
1月10日（金）	景気動向指数速報（11月分）
1月14日（火）	景気ウォッチャー調査（12月調査）
1月16日（木）	機械受注統計調査（11月分）
1月23日（木）	景気動向指数改訂状況（11月分）
1月下旬	固定資本ストック速報（2019年7-9月期速報）
1月29日（水）	消費動向調査（令和2年1月分）
1月末頃	民間非営利団体実態調査（平成30年度）
1月末頃	地方公共団体消費状況等調査（2019年9月末時点結果）
2月 7日（金）	景気動向指数速報（12月分）
2月10日（月）	景気ウォッチャー調査（令和2年1月調査）
2月17日（月）	四半期別GDP速報（2019年10-12月期（1次速報））
2月19日（水）	機械受注統計調査（12月分）
2月25日（火）	景気動向指数改訂状況（12月分）
3月 3日（火）	消費動向調査（令和2年2月分）
3月 6日（金）	景気動向指数速報（令和2年1月分）
3月 9日（月）	景気ウォッチャー調査（令和2年2月調査）
3月 9日（月）	四半期別GDP速報（2019年10-12月期（2次速報））
3月12日（木）	法人企業景気予測調査（令和2年1-3月期）
3月16日（月）	機械受注統計調査（令和2年1月分）

経済社会総合研究所の研究成果等公表実績（令和元年10月～12月）

【11月】

- ・ESRI Discussion Paper No.352
「マネジメントのあり方と長時間労働・賃金格差」
神林 龍、亀田 泰佑、川本 琢磨、杉原 茂、田中 万理

Economic & Social Research (ESR) について

Economic & Social Research (ESR) は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。本誌のうち、「研究レポート」につきましては、広く投稿を受け付けております。詳細は投稿要綱 (<http://www.esri.go.jp/jp/esr/kenkyu-report/contribution.html>) をご覧ください。

なお、本誌の掲載論文等は、すべて個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所の公式見解を示すものではありません。執筆者の肩書きは執筆時のものです。

内閣府経済社会総合研究所
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府経済社会総合研究所総務部総務課
TEL 03-6257-1603
ホームページ <http://www.esri.go.jp/>